

由良川地域森林計画書

(由良川森林計画区)

京丹波町・福知山市・舞鶴市・綾部市
宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町

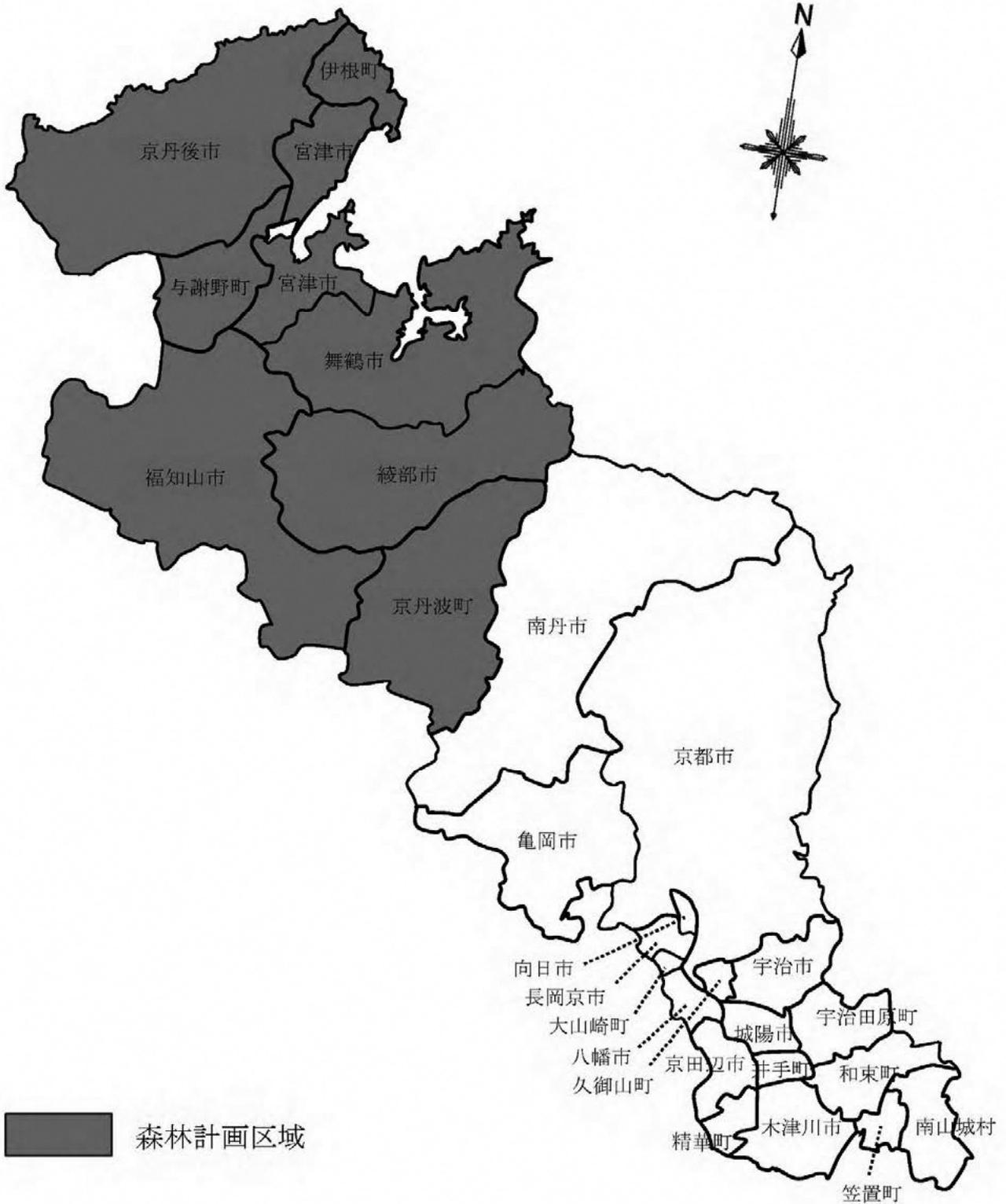
計画期間 自 令和8年4月1日
至 令和18年3月31日

計画決定 令和7年12月26日

(ただし、この計画書の効力は、令和8年4月1日から生じることとする。)

京都府

由良川地域森林計画区 <位置図>



I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 概況

ア 位置

由良川森林計画区は、京都府の北部から中部に位置し、南は淀川上流地域森林計画区、東は福井県、西は兵庫県に接した5市3町を包括しています。

全国森林計画においては、由良川広域流域に含まれています。

イ 地形

当計画区の上流域には700mを超える山々が連なる丹波山地があり、福知山盆地をはじめとする小規模な平地が点在しています。

一方、下流域の丹後地域は、北部は起伏に富んだ山地、中央部は丘陵地性の花崗岩地帯、東・南部は急峻な山地となり、竹野川、野田川、伊佐津川などの中小河川が日本海に注いでいます。

日本海に面した海岸線は、屈曲に富むリアス式海岸で、一帯は山陰海岸国立公園、若狭湾国定公園並びに丹後天橋立大江山国定公園に指定されています。

ウ 地質・土壌

地質については、丹波地域は大部分が中・古生界丹波層群に属し、一部に第三紀層、洪積層がみられます。

丹後地域では、花崗岩が幅広く分布し、他に安山岩、流紋岩等がみられます。

上記の二つの地域に挟まれる舞鶴市から福知山市にかけては帯状に平行して二畳紀層が走り、その周りに流紋岩、安山岩、玄武岩等がみられます。

土壌については、大部分が褐色森林土壌のBB、BD(d)、BD型土壌で、一部にポドゾル、黒色土、赤色土、未熟土等がみられます。

(2) 面積 (R7.4.1 現在)

総土地面積	238,937ha
森林面積	184,390ha
うち民有林面積	179,746ha (計画対象面積 179,437ha)

(3) 人 口 (令和2年国勢調査)

292,033 人 (府総人口の 11.3%)

(4) 産 業 (令和2年国勢調査)

産業別就労者及び構成割合

第一次産業	8.0 千人 (6%)
第二次産業	37.6 千人 (27%)
第三次産業	92.0 千人 (67%)
合 計	137.6 千人 (100%)

(5) 気 候

平年平均気温	16.3℃
年間降水量	1,946.5mm
最深積雪量	48.0cm

(京都地方気象台 令和6年報 舞鶴)

(6) 森林組合

森林所有者の共同組織である森林組合は、令和5年度末現在で、6森林組合があり、組合員数27,193人、出資金279,152千円、組合員所有森林面積123,152ha(計画対象面積の69%)となっています。

また、入会林野の整備と林野の高度利用等の目的で設立された生産森林組合は、58組合が活動しており、組合員数は2,777人となっています。

(7) 林業労働

年間30日以上林業労働に従事した者は、令和6年度末で152人であり、うち39歳以下の林業従事者は43人で28%、50歳以上は86人で57%となっています。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(前計画：令和3年度から令和7年度)

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：千 m³

計画			実行			実行歩合		
総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐
607	333	274	549	143	406	90%	42%	148%

主伐については、木材価格の低迷等を背景に、林業労働力の不足、主伐後の再造林費用が確保できないことなどにより、計画量を下回りました。

間伐については、木質バイオマスの需要増加に伴い未利用間伐材の利用が広がったことや、対象となる林分の高齢級化などによる伐採材積の増加により、計画量を大きく上回る実績となりました。

(2) 間伐面積

単位：ha

計画	実行	実行歩合
8,350	4,377	52%

間伐面積については、切捨間伐から利用間伐へのシフトによる施業コストの増加や労働力不足などにより、計画量を下回りました。

(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位：ha

計画			実行			実行歩合		
総数	人工造林	天然更新	総数	人工造林	天然更新	総数	人工造林	天然更新
1,610	1,510	100	107	99	8	7%	7%	8%

人工造林及び天然更新面積については、木材価格の低迷により主伐が控えられたことや、再造林費用が確保できなかったことから計画量を大きく下回りました。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 開設、舗装（延長：km）／改良（路線数：箇所）

	計画	実行	実行歩合
開設	44	1.3	3%
舗装	65	1.3	2%
改良	15	5	33%

林道については、計画期間内における、予算上の制約、地元負担や実施適期の再検討等もあり、計画量を大きく下回りました。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の指定又は解除の面積

単位：ha

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	882	178	20%	60	2	3%
水源かん養保安林	255	13	5%	5	2	40%
災害防備保安林	627	165	26%	52	0	0%
保健風致保安林	-	-	-%	3	-	0%

保安林の指定・解除については、土地の所有者の特定が困難であったことなどにより、計画量を大きく下回りました。

イ 保安施設地区の面積

計画事項なし

ウ 治山事業の数量

単位：地区

治山事業施行地区数		
計画	実行	実行歩合
91	60	66%

1 地区に複数基の治山施設を設置する計画が多く、複数年での実施が多かった結果、計画量を下回りました。

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

計画事項なし

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、林産物の供給、水源の涵養^{かん}、国土保全及び生物多様性の保全等の機能を発揮することを通して、安全で豊かな府民の生活と深く結びついてきました。さらに近年は、森林の二酸化炭素吸収による地球温暖化防止機能や、森林の保健、文化及び教育的利用等への期待が高まるなど府民の森林に対する要請は多様化しています。

由良川森林計画区は、総土地面積に占める森林面積の割合が77%（府全体74%）と高く、人工林率は38%となっています。また、森林資源の齢級構成は人工林で12から14齢級（56から70年生）、天然林で14から16齢級（66から81年生）に分布が集中しており、資源の多くが利用期に達しています。一方で、若齢林の割合が低く、森林資源の齢級構成の偏りが著しいことから、森林資源の適切な利用と更新による齢級構成の平準化が課題となっています。

あわせて、近年、豪雨災害が多発していることから、保安林制度の適切な運用、治山事業による山地災害の防止対策等により、森林の水源涵養^{かん}及び国土保全機能を高度に発揮させ、府民の安心・安全な暮らしを守ることが重要です。

こうしたことから、京都府では令和元年10月に「京都府森林利用保全指針」を策定し、安心・安全や森林の生物多様性の保全、持続的な森林資源の育成、府民協働による森林づくりの視点で、森林の利用保全の取組みを進めることとしています。

さらには、令和元年度から始まった森林経営管理制度により林業経営に適した森林は、市町村が主体となって集積・集約化を図り林業事業体が整備を行い、また、経営に適さない森林は、公益的機能の発揮のための間伐や広葉樹の植栽などを進めることとしております。

また、令和4年4月には「京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例（京都府条例第16号）」が施行され、本条例に基づき、府内産木材の利用等に関する取組を総合的に推進することにより、森林資源の循環利用を進め、林業・木材産業などの更なる発展、森林の公益的機能の持続的発揮に努めていくこととします。

当地域森林計画は、当該指針も勘案しながら樹立することとし、計画実行のための施策を展開していきます。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○ 市町村別面積

単位：ha

区 分		面 積	備 考	
振興局	市町村			
南丹広域 振興局	京丹波町	24,758	<p>1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の私有林とします。</p> <p>2 地域森林計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地開発行為の許可、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出、また同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。</p> <p>3 森林計画図の縦覧場所は、京都府農林水産部林業振興課及び関係京都府広域振興局とします。</p>	
中丹広域 振興局	福知山市	41,529		
	舞鶴市	26,150		
	綾部市	26,148		
丹後広域 振興局	宮津市	11,907		
	京丹後市	36,027		
	伊根町	4,912		
	与謝野町	8,005		
総数		179,437		

R7.4.1 現在

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能（注）を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保に努めるとともに、花粉発生源対策の加速化を推進します。なお、森林の有する機能ごとの対象、望ましい姿、森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定めます。

（注）森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

○森林の有する機能：水源涵養機能

対象とすべき森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺に存する森林
望ましい森林の姿	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林
森林整備及び保全の基本方針	<p>洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育及び間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る施業を推進する。</p> <p>また、自然条件や府民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>

○森林の有する機能：山地災害防止機能／土壤保全機能

対象とすべき森林	山腹崩壊等により人命又は人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林
望ましい森林の姿	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
森林整備及び保全の基本方針	<p>地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。</p> <p>また、自然条件や府民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、治山施設の設置を推進する。</p>

○森林の有する機能：快適環境形成機能

対象とすべき森林	日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林
望ましい森林の姿	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
森林整備及び保全の基本方針	<p>風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育、間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p>

○森林の有する機能：保健・レクリエーション機能

対象とすべき森林	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、府民の保健・教育的利用等に適した森林</p>
望ましい森林の姿	<p>身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、府民に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林</p>
森林整備及び保全の基本方針	<p>府民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じて広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>

○森林の有する機能：文化機能

対象とすべき森林	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林</p>
望ましい森林の姿	<p>史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林</p>
森林整備及び保全の基本方針	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>

○森林の有する機能：生物多様性保全機能

対象とすべき森林	全ての森林
望ましい森林の姿	<p>時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置された森林</p> <p>また、特に原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林や陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林</p>
森林整備及び保全の基本方針	<p>森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>

○森林の有する機能：木材等生産機能

対象とすべき森林	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林
望ましい森林の姿	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林
森林整備及び保全の基本方針	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林や針広混交林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等により、次のように望ましい森林資源の状態を定めます。

単位：面積 ha

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	67,286	67,169
	育成複層林	278	290
	天然生林	105,042	104,947
	総計	172,606	172,407
森林蓄積 (m ³ /ha)		236	254

注 現況 R7.4.1、計画期末 R18.3.31

面積の合計には竹林、無立木地は含まれない。

[用語の解説]

育成林	植栽の有無にかかわらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林
育成単層林	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林
育成複層林	森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林
天然生林	主として天然力の活用により成立・維持する森林

2 その他必要な事項

計画事項なし

第3 森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画において定められる伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する指針については、次のとおりとします。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、伐採を行う際の規範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

主伐については、更新を伴う皆伐又は択伐によるものとし、森林の有する多面的機能の維持増進を図るために、立地条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成などを勘案するとともに、伐採跡地が連続することのないよう配慮し、特に天然更新による場合は、稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を勘案して伐採を行い、特に自然環境が劣悪で、更新を確保するための伐採方法を特定する必要がある森林においては、適確な更新に配慮した択伐等の伐採方法を選択することとします。

併せて、林地の保全、山地災害等の防止及び生物多様性の保護の観点から、主伐等の実施に当たっては、保護樹帯の設置に努めるとともに、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な樹洞木や枯死木、また目的樹種以外の樹種であっても、目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとし、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて、現地に適した方法によることとします。

さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等の促進に努めます。

加えて、放置されている人工林、竹林及び里山林については、健全な森林として維持するために、府民や企業の参画も得て、適切な森林整備を行うこととします。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、自然的条件及び森林の有する多面的機能の維持増進のため、1箇所当たりの伐採の規模及び配置に配慮するとともに、適確な更新を図ることとします。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、単木、帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものとします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進のため、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢とは、地域の標準的な主伐時期として、森林施業の指標、制限林の伐採規制等に用いられるものです。伐採（主伐）の対象となる立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではありません。

市町内の主要樹種ごとに下表に示す林齢を基準として、平均成長量が最大となる林齢、森林の有する持つ公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を考慮して定めることとします。

[基準]

樹種	スギ	丸太仕立スギ	ヒノキ	アカマツ	その他針葉樹	広葉樹
林齢	40年	15年	45年	40年	40年	15年

(3) その他必要な事項

木材の生産を目標とする人工林における、主伐時期の目安は、下表のとおりとします。

樹 種	生産目標	仕立方法	期待径級	主伐時期の目安
スギ	磨丸太	密仕立	15~20	15~25
	一般用材	密中仕立	20~30	40~80
	建築用材	中仕立	30~	
ヒノキ	一般用材	密中仕立	20~30	45~85
	建築用材	中仕立	30~	
マツ	一般用材	密仕立	20~30	40~80
	建築用材	疎仕立	30~	

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画において定められる造林に関する事項については、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を考慮し、造林を行う際の規範として定めることとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

適地適木を原則として、スギ、ヒノキ、アカマツを主体に自然条件や地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等も考慮して定めることとします。

なお、市町村森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

また、更新に当たっては、エリートツリーなどの成長にすぐれた苗木の植栽、花粉発生源対策の加速化を図るための花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。

なお、花粉の少ない苗木の増加に努めることとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の適確な更新を図るため、自然条件や既往の造林方法等を勘案して人工造林の標準的な方法を定めることとします。

また、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数の適用を促すことを基本として標準的な植栽本数についても定めるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入などについても努めていくこととします。

(ア) 植栽本数

主要樹種別の標準的な植栽本数は、下表を基礎とし、地域の一般的な植栽本数を考慮して、仕立ての方法別に定めることとします。

なお、活着率や初期成長のすぐれたコンテナ苗や成長のすぐれたエリートツリーなどを活用する場合などにおいては、低密度植栽（植栽本数 1,500 本/ha 程度）を推進することとします。

樹種	仕立方法	植栽本数（本/ha）	備考
スギ	密仕立	4,000	植栽本数は、地位・生産目標・気象等で調整します。
	中仕立	3,000	
	疎仕立	2,000	
ヒノキ	密仕立	4,000	
	中仕立	3,000	
	疎仕立	2,000	
アカマツ	密仕立	5,000	
	疎仕立	3,000	
クヌギ コナラ類	密仕立	5,000	
	疎仕立	3,000	

(イ) 人工造林の標準的な方法に関する指針

a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障にならないように整理し、林地の保全に配慮することとします。

b 植え付け方法

気候その他の立地条件及び地域の一般的な植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付けることとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

皆伐による伐採を行う場合において、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内を基準に期間を定めることとします。

また、択伐による伐採を行う場合、伐採跡地の更新を完了すべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えないこととします。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によって適確な更新が図られる森林において行い、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

更新対象とする樹種は、針葉樹及びブナ、カシ類、ナラ類、サワグルミ、ミズメ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クスノキ、サクラ類、カエデ類とします。また、芽かきやかき起こし等の更新補助作業をすべき樹種として、アカマツ、クヌギ、コナラ等を主体とすることとします。

市町村森林整備計画で定める樹種以外の樹種を更新対象としようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種及び作業を選択することとします。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の方法は、天然下種更新及びぼう芽更新とします。

ぼう芽更新を行う場合は、必要に応じ芽かき、植え込み等を実施することとします。ササや腐植層の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは、かき起こしを行うことや、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植え込みを行うこととします。

なお、天然更新候補地では、立木度をもって天然更新の完了を判断することとします。立木度とは、現在の林分の本数と、当該林分の林齢に相当する期待成立本数との対比を十分率で表したものであり、5年生の更新樹種の期待成立本数を1ha当たり10,000本と定めます。

天然更新を完了すべき期間内に、更新予定木の稚樹が林床植生に比べ樹高が高く、また対象樹種が立木度3以上となった段階をもって、更新完了とします。

※立木度(十分率) = 現在の林分の本数 / 当該林分の林齢に相当する
期待成立本数

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新を行う場合には、伐採の一定期間（伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とする。）の後に、原則として標準地調査により、更新状況の確認を行うこととします。

なお、確認後更新が完了していない場合には、確実な更新を図るよう森林所有者等を指導することとします。

択伐後の針葉樹の天然下種更新等、更新樹種が特定されており、施業体系等に基づく保育等の実施が確実な場合、2年を目安として期間を定めることとします。

この他の天然更新に関する具体的な基準は、京都府天然更新完了基準によることとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然力の活用によっては更新が期待できない森林については、人工植栽により造林を行うこととし、市町村森林整備計画において基準及び区域を定めることとします。

(4) その他必要な事項

ア 農山村地域の振興と地域住民の安心、安全の向上を図るよう、森林資源の内容をより充実したものとしていくため、さらに積極的な指導の下に多様な森林施業の展開を進めるとともに、都市住民の森林に対する多様化、高度化する要請に応えられるよう森林の整備を行うこととします。

イ シイタケ生産の産地化を目指している地域にあつては、シイタケ原木の確保を図るため、クヌギ・コナラ林の造成指導を図ることとします。

ウ マツタケの増産を目指している地域については、積極的にアカマツ林のマツタケ発生環境整備を促進することとします。

3 間伐及び保育に関する事項

間伐とは、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行うもので、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有した林分構造が維持され、根系の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に配慮することとします。

なお、市町村森林整備計画において定められる間伐及び保育に関する事項における指針は、次のとおりとします。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、林業普及指導員による地域の実状に応じた間伐方法を考慮した判断も交え、立木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法、その他必要な事項を定めることとします。

また、施業の効率化・省力化を図るため、列状間伐の普及促進に努めることとします。

なお、ヒノキの間伐率は、スギに比べて弱度とします。

樹種	生産目標	間伐時期(年)						備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	建築用材	14～18	19～23	24～30	31～38	40～47	55～60	
	一般用材	14～18	19～23	24～28	29～32	—	—	
ヒノキ	建築用材	21～25	26～30	31～36	40～46	54～58	—	
	一般用材	15～18	21～25	26～30	31～35	—	—	
アカマツ	建築用材	14～17	23～26	40～50	—	—	—	
	一般用材							

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、地域における森林の立木の育成の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、林業普及指導員による地域の実状に応じた保育方法を考慮した判断も交え、時期、回数、作業方法その他必要な事項等を定めることとします。

用途	保育の種類	樹種	実施年齢・回数										
			1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	
建築用材	下刈	スギ	1	2	3	4	5	6	7				
	除伐		8~12										
	枝打		8~12	14~18	19~23	24~32							
	雪起		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
一般用材	下刈			1	2	3	4	5	6	7			
	除伐			8~12									
	枝打			8~12	14~18	19~23	24~26						
	雪起			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
磨丸太	下刈			1	2	3	4	5	6	7			
	除伐			8~9									
	枝打			8~11	12~15	16~18	19~24						
	雪起			1	2	3	4	5	6	7	8		
建築用材	下刈	ヒノキ	1	2	3	4	5	6	7				
	除伐		8~12										
	枝打		8~12	12~18	21~25	26~35							
	雪起		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
一般用材	下刈			1	2	3	4	5	6	7			
	除伐			8~12									
	枝打			8~12	15~18	21~25	26~30						
	雪起			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
建築用材 ・ 一般用材	下刈		アカマツ	1	2	3	4	5	6				
	除伐			8~12									
	雪起			1	2	3	4	5	6				
シイタケ 原木	下刈		クヌギ・ ナラ類	1	2	3	4	5	6				
	除伐	5~8											
	雪起	1		2	3	4	5	6	7	8			

※注 ただし、4回目以降の下刈りは、必要がある場合のみ実施すること。

下刈りについては、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととします。

なお、エリートツリーなどの成長の優れた苗木を活用する場合や低密度植栽を導入した場所などにおいては、下刈り回数の削減や部分的な実施、実施期間の短縮により作業の省力化・効率化を図ることとします。

市町内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進していくこととします。

(3) その他必要な事項

生産目標を十分考慮して、適期に適切な間伐及び保育作業を実施することとします。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

保安林等、法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の立地条件等を参考にして、特に森林の有する公益的機能が高く、各機能の維持増進を図るため、施業を重点的・優先的に実施すべき「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健機能及び生物多様性保全機能維持増進森林」を公益的機能別施業森林として設定することとします。

また、公益的機能別施業森林、及び(2)に定める木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとし、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように設定することとします。

なお、各地域における具体的な森林の区分は、市町村森林整備計画において定めることとします。

名称	森林の所在、立地条件等
<p>水源^{かん}涵養機能維持増進森林 (森林法施行規則にいう「水源^{かん}の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」)</p>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺にある森林</p>
<p>山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林 (森林法施行規則にいう「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」)</p>	<p>山腹崩壊等により人命又は人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林等、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林</p>
<p>快適環境形成機能維持増進森林 (森林法施行規則にいう「快適な環境の形成の機能を図るための森林施業を推進すべき森林」)</p>	<p>日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、及び気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林</p>
<p>保健機能及び生物多様性保全機能維持増進森林 (森林法施行規則にいう「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」)</p>	<p>観光的に魅力のある原生林、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、府民の保健・教育的利用に適した森林、史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林。</p> <p>また特に、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林及び、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等の属地的な機能の発揮が求められる森林</p>

イ 森林施業の方法に関する指針

森林施業の方法については、森林の有する公益的機能等の発揮に配慮して、適切な方法を選択することとします。

なお、各地域における具体的な森林施業の方法は、市町村森林整備計画において定めることとします。

配慮すべき公益的機能	施業方法	具体的な基準
水源涵養機能 ^{かん}	伐期の延長	・標準伐期齢+10 ・皆伐20ha以下（注1）
山地災害防止機能/土壌保全機能	長伐期施業	・標準伐期齢×2（注2） ・皆伐20ha以下（注1）
快適環境形成機能	複層林施業	・伐採率70%以下 ・維持材積5割以上
保健機能及び生物多様性保全機能	択伐による複層林施業	・択伐率30%以下 （択伐後の造林を人工植栽による場合は択伐率40%以下） ・維持材積7割以上
保健・文化・レクリエーション機能に限り	特定広葉樹育成施業	・特定広葉樹について標準伐期齢における立木材積を確保

注1 たゞし、市町長が地形・地質等を勘案して伐区を縮小する「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」にあつては、市町長が10haを下
限として定める面積を超えないこと。

注2 市町長が地域における皆伐時期等を勘案して当該林齢の2割の範囲内で延長又は縮小した伐期齢を定めた場合にあつては、その林齢を下回らないこと。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、材木の生育

が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林において設定するものとし、ます。

なお、区域内において（１）に定める公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障のないよう定めることとします。

また、この区域のうち特に林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として設定するものとします。

イ 森林施業の方法に関する指針

森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化、機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要及び生産目標に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう、努めることとします。

また、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととします。

(3) その他必要な事項

各地域において、公益的機能別の森林施業を推進する上で考慮しなければならない事項（必要な森林作業道、土場・作業場の設置等の整備、施業実施に際して留意しなければならない事項等）を必要に応じて定めることとします。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設及び改良については、第2の1に定める森林の整備の目標の実現を図るため、林道路網の骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進することとします。

また、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて整備を推進することとします。

○基幹路網の現状

単位 延長：m

区分	路線数	延長
基幹路網	449	577,863
うち林業専用道	1	8,747

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110m/ha以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60m<50>/ha以上
	架線系作業システム	20m<15>/ha以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5m/ha以上

注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。

注2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬す

るシステムをいう。フォワーダー等を活用する。

注3 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

集約化、低コスト化により森林整備を重点的に推進すべき観点等から、市町村森林整備計画で定めるものとします。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網整備に当たっては、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、京都府林業専用道作設指針（平成23年3月31日3森第252号京都府農林水産部長通知）、作業道等実施基準（平成19年7月31日9林第406号農林水産部長通知）及び京都府森林作業道作設指針（平成23年3月31日3林第152号京都府農林水産部長通知）により開設することとします。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

ア 林産物の搬出方法

「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により搬出することとします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

計画事項なし

(6) その他必要な事項

林道の開設に関しては、林道の持つ多目的性を重視し、林業の生産活動を通じて地域社会の豊かな振興を図るための道として機能するように、路線位置及び規格・構造について、自然環境の保全、災害の防止、交通の安全と円滑な通行の確保に十分留意します。

また、林道の利用効果を高め、林業用機械の大型化等にも対応しうる林道の改良を推進するとともに、低コスト林業と森林施業の多様化に対応するため、森林作業道の開設等についても促進を図ります。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

計画区内の市町、森林組合、林業、木材業、建築業等の関係者の合意形成及び国有林との連携を図りつつ、次の事項を計画的かつ総合的に推進します。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

府、市町、森林組合、林業事業者等による地域協議会の開催や、フォレストラー、林業普及指導員による普及活動及び森林施業プランナーによる施業提案を通じて、森林施業の集約化のための森林所有者の取りまとめを促します。

なお、自己所有以外の森林に対しては、森林組合や林業事業者、自己所有の森林と一体的に経営する意欲のある所有者等への長期施業委託を促進し、森林施業の集約化による経営規模の拡大を促していきます。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとします。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業従業者の不足傾向が続いており、今後の森林の有する公益的機能の維持及び森林施業の推進に大きな影響を及ぼすことが考えられます。

このため、京都府立林業大学校において、森林・林業に関する知識と技術を備えた人材を育成し、担い手の確保に取り組みます。

若手の林業就業者を、地域林業振興の中心的リーダーとして育成するため、各種研修や講習会を開催するとともに、林業研究グループや京都府林業士会、川上から川下までの集まりである京都林・材・建青年会議所等の林

業従事者の自主的な活動を支援していきます。

さらに、公益財団法人京都府林業労働支援センターによる林業就業希望者への就業前から就業後に至るまでの各種支援活動を推進し、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着。外国人材の適正な受入れ等、人材確保に努めます。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善に努めます。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林整備の担い手が減少していく中、林業の機械化は作業の効率化や安全性の面からだけでなく、若い担い手の確保や生産コストの低減の面からも必須であり、地域の実状に合わせて、タワーヤーダ、プロセッサ、フォワーダ、ハーベスタ等自走式の高性能林業機械の導入及びこれらの機械による効率的な作業システムの普及を推進します。

高性能機械の導入に当たっては、効率的な稼働が前提であり、オペレーターの養成、林道や森林作業道等の路網の整備及び計画的でまとまりのある作業が行える体制づくりに努めます。

また、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報の提供を行うための体制整備に努め、面的な集約化の促進に努めます。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材の流通・加工体制の整備については、安定したサプライチェーンの構築を実現するために、流域を単位とした計画的な木材生産の推進により一定のまとまりのある原木を安定的に確保するとともに、原木市場等の流通拠点の整備を計画的に進めます。

また、木材の加工施設の整備及び連携利用等による加工コストの低減や、付加価値を高めるためのJAS材や集成材などの高次加工の推進、京都府産木材で作った住宅の開発と販売など、地域としての合理的な流通・加工体制の整備に努めます。

なお、主伐材等の利用を進めるため、公共建築物等での木材利用を進めるとともに、民間建築物等での利用も推進し、併せて木材加工施設等の加工体制の整備を図ります。

加えて、京都府産木材の生産から加工、販売関係者による地域の木材 関

係者のネットワーク化を推進していきます。また、すべての京都府産木材が合法性確認木材となるよう、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱い数量の増加等の取組促進に努めます。

(6) その他必要な事項

林業の経営基盤である農山村地域社会の健全な維持形成を図るため、道路網の整備による立地条件の改善、福祉・教育・文化・医療などの生活環境施設の整備及び地域産業の振興を促進し、地域住民の定住化条件の整備拡充に努めます。

また、農山村における貴重な収入源、就労の場として農林業経営と山村振興に資するため、クリ、シイタケ、マツタケ、竹材等の特用林産物について各地域の状況に応じて、生産量の増大と商品化を高め、生産振興を推進します。

第4 森林の保全に関する事項

水源の^{かん}涵養、災害の防止及び環境の保全等森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、保安施設事業の実施、保安林の指定及びその適正な管理並びに適切な施業の実施により、林地の保全を図るほか、林地の保全に支障を及ぼさないよう、次のとおり計画します。

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

林地の保全に特に留意しなければならない森林は、山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林、保安林、保安施設地区の森林及びその他の森林で、地形、地質、土壌、気象、その他の条件を総合的に考慮し、次のとおり定めます。

単位：ha

市町村名	面積	林班名	留意すべき事項	備考
京丹波町	4,996.69	別表のとおり	左記の ^{かん} 林地は、水源涵養、災害の防止等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、適正な管理及び適切な施業の実施により林地の保全を図るほか開発による用途への転用は極力さけるよう留意するものとする。	水源 ^{かん} 養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等の保安林及び飲料水・ ^{かん} がいで用水等の水源として依存度の高い森林。 特に生活環境保全機能及び保健文化機能を高度に発揮させる必要があるとして定められている森林。 優良造林地又はこれに準ずる天然生林。 該当箇所は森林計画図による。
福知山市	8,450.50			
舞鶴市	5,210.61			
綾部市	6,685.50			
宮津市	1,994.24			
京丹後市	4,968.66			
伊根町	719.37			
与謝野町	1,771.54			
総計	34,797.11			

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

計画事項なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更を行う場合

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲料水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。

土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、森林の土地の保全に十分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行うこととします。

なお、太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発行為でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など開発行為の基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

イ 土石の切取・盛土を行う場合

法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のための法面緑工・土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置をとることとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

(4) その他必要な事項

樹根及び表土、その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の施業に当たっては、その機能の維持に留意することとします。

また、林地開発行為に係る土地の形質の変更に当たっては、関係機関と調整を図ることとします。

別表

市町村名	林班名
京丹波町	5-7, 10, 15-18, 20-22, 27, 29, 32, 34, 36, 44-45, 47-48, 50-51, 53, 57, 60-68, 71, 76, 78, 82-83, 85-86, 93, 104, 108, 117, 121, 124, 126-127, 136, 138, 141, 170-175, 183-185, 188-189, 191, 198, 200, 207, 211, 213, 216, 225, 228, 236-237, 242-244, 248-252, 254-256, 258-263, 268-269, 272, 275-277, 279-282, 285, 287, 291, 302, 305-306, 309, 311-312, 315-320, 322-325, 327-329, 332-346, 353-356, 366-368, 373-375, 377-378
福知山市	1-2, 4, 10, 16, 19-20, 22, 29, 34, 37, 39-41, 51-54, 66-67, 71-79, 81, 85, 87-90, 95-98, 100-101, 115-116, 119, 122, 124-125, 132, 143-144, 148-157, 159, 170, 172, 176, 178, 184-186, 188, 190, 193-201, 205, 209, 211-213, 219-220, 222, 226, 228, 238, 240-242, 244-249, 253-257, 262, 268-269, 271-274, 277, 282, 304, 319, 330, 334, 337, 341-344, 346, 350-351, 353, 355, 357, 362, 374, 376-377, 379, 381-384, 386-388, 392-394, 398, 402, 405-408, 411, 413-416, 418-421, 423, 425, 429-432, 435, 438-441, 445-446, 448-449, 452-472, 475-482, 484-486, 488-490, 493, 495, 498, 510, 518-519, 521, 523, 526-528, 531-532, 534-535, 537-539, 541-544, 547-555, 557-559, 563, 565-567, 571-573, 578-579, 583, 586-589, 591-594, 596-599, 601, 603-604, 607-608, 611-612
舞鶴市	8, 32, 34, 43, 53, 60-62, 65, 79, 81, 84-90, 92-94, 96-102, 108-109, 122-130, 132, 135-137, 139-142, 144-152, 154-158, 160, 163-165, 167-169, 171, 173-175, 179, 182-183, 187-206, 208-209, 211-212, 214-216, 218-219, 221-224, 226-228, 231-232, 234, 238-247, 251-258, 266, 268, 271-276, 285, 287, 289-291, 293-294, 298, 300-304, 307, 309-310, 312-315, 319-320, 323-325, 327, 329, 333, 334, 336, 338, 341
綾部市	2-3, 5-6, 11, 19-20, 22-23, 25, 29, 31-32, 37, 39-40, 46, 57, 63, 66, 69, 73-76, 78-79, 81, 83-95, 105-106, 108, 111-117, 119, 121, 124, 128-137, 139, 142, 144-146, 148, 150-152, 155, 157, 163, 166, 168, 171, 175, 177, 180, 188, 190, 193-198, 202, 204-206, 208-214, 216, 219, 221, 225, 227-229, 231, 233-236, 238-240, 242, 244-256, 258-262, 264-270, 278-281, 283, 294, 296, 300, 302, 304, 306, 309-310, 312-315, 319-320, 325-330, 333-341, 343-357, 360-361, 368-369, 372-373, 375, 379-382, 385, 391-392
宮津市	1-2, 6, 8, 10-11, 13-16, 18-28, 30-42, 46-48, 51, 53-56, 58-63, 74-77, 80, 85-91, 93-96, 99-100, 103-104, 107-123, 125, 131, 137, 140-141, 145, 147, 150-151, 153, 155-157, 159, 167, 176-178
京丹後市	1-8, 10, 12-28, 30-45, 47-58, 60-63, 65-66, 68-69, 71-85, 87-103, 105-111, 114-118, 120-129, 131-135, 138-147, 153-160, 164-170, 172, 174-177, 180-186, 188-192, 189-192, 195-205, 207, 212-215, 217-235, 237-238, 241, 243-244, 249-253, 256-259, 261-274, 276, 286-288, 291-296, 298, 301, 303-304, 310-312, 314-316, 318, 320-325, 327-328, 330-344, 346, 348-350, 352, 360, 362-389, 391-395, 398, 401-403, 406-410, 413-420, 422-424, 430, 433, 435-438, 442, 444, 447, 451-453, 455-465, 469, 475-478, 480-484, 486-491, 493-499, 502-507, 509-517, 519-527
伊根町	1, 3-4, 11-12, 14, 18-20, 27, 29-32, 39-41, 46-49, 51-52, 54, 58-60, 68-76
与謝野町	1-15, 18-21, 23-31, 33-34, 36-38, 40, 42-43, 45, 47-48, 51, 53, 56-58, 60-61, 63-74, 76-77, 79-87, 92-104, 106-123

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

計画区内の保安林の配備状況等を踏まえ、地域における水需要の動向、集中豪雨等による災害の発生状況等地域の実情を考慮し、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため実施することとします。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

計画事項なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

保安林の指定目的を高度に発揮させるとともに、流木災害など山地に起因する各種の災害防止のため、事業の重要性、緊急度と過去5箇年の実績を勘案して実施することとします。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

計画事項なし

(5) その他必要な事項

森林の持つ生産性と公益性を相互にかつ高度に発揮させ、森林に対する今日の社会的要請に応えるために、適切な森林施業を指導します。

3 鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画において定められる鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針については、次のとおりとします。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置（防護柵、剥皮防止帯の設置等）又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとします。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとします。

また、棲み分けのための生息環境整備（広葉樹植栽、針広混交林化）を進めるなど、将来的に良好な関係が図られるように検討することとします。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じ現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者からの情報収集等を行うこととします。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の早期発見・早期駆除に努めるとともに、適地適木に基づく人工植栽及び天然更新並びに適正な保育作業により、健全な森林の育成を図ることとします。

松くい虫による被害対策については、保安林や景観上優れているマツ林及びマツタケ生産林等公益的・経済的に重要なマツ林について重点的に行い、その他のマツ林については被害の状況に応じ計画的な樹種転換を図ることとします。

また、ナラ林等の集団枯損について防除対策を図ることとします。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、捕獲や防護柵及び剥皮防止帯の設置のみならず、棲み分けのための生息環境整備（広葉樹植栽、針広混交林化）を進めるなど、将来的に良好な関係が図られるように検討することとします。

(3) 林野火災の予防の方針

森林利用の多様化に伴い、林野火災の増加のおそれがあるため、消防機関と連携の上、標識の設置等予防のための啓発活動を強化するとともに、不慮の災害に備えて森林保険の加入を促進することとします。

なお、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

(4) その他必要な事項

造林木へのシカ・クマ等の被害、松くい虫被害、ナラ林被害等の集団枯損及び林野火災について重点的に巡視を行うこととします。

また、林内歩道等の整備を図り、日常の管理等を通じて、適確に森林の実

態を把握し、森林被害の未然防止に努めることとします。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林とは、森林の持つ保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び府民等が利用する施設の整備を一体的に推進することで森林の保健機能の増進を図っていく森林をいいます。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を考慮して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めることとします。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林が所在する地域の実情やその森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の持つ水源涵養、国土保全等の機能の低下を補うため、自然環境の保全及び森林の持つ諸機能の保全を考慮し、択伐施業、広葉樹育成施業等の多様な施業を積極的に実施することとします。

また、利用者が快適な散策等を行えるように、適当な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うことを定めることとします。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実状、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の

整備を行うことなどを定めることとします。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高。）を定めることとします。

ウ その他必要な事項

計画事項なし

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

森林資源の状況、過去の伐採動向等をもとに算出した伐採予測及び全国森林計画において割り振られた京都府の計画量を考慮し、計画期間である今後10年間の伐採立木材積について次のとおり計画します。

単位：千 m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,767	1,486	281	1,003	721	281	764	764	0
うち前半5年分	801	674	127	454	327	127	347	347	0

2 間伐面積

単位：ha

区分	間伐面積
総数	13,440
うち前半5年分	6,120

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林、天然更新別の造林面積については、下記のとおり計画します。

単位：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	3,670	153
うち前半5年分	1,420	59

4 林道の開設及び拡張に関する計画

開設及び拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量については、別表1のとおり定めることとします。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定については、計画区内の保安林の配備状況等を踏まえ、地域における水需要の動向、集中豪雨等による災害の発生状況等地域の実状を考慮し、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため、次のとおり計画します。

○種類別面積

単位：ha

区分	水源涵養のための保安林	災害防備のための保安林			保健・風致保存等のための保安林	合計
		土砂流出防備のための保安林	土砂崩壊防備のための保安林	飛砂防備のための保安林		
指定	68	2,295	151	-	-	2,514
解除	2	36	3	1	1	43

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
総数	51,260	50,032	
水源涵養のための保安林	29,407	29,383	
災害防備のための保安林	18,383	17,179	
保健、風致の保存等のための保安林	3,470	3,470	

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位：ha

指定/ 解除	種 類	森林の所在		面 積	うち前半 5年分	指定又は解除 を必要とする 理由	備 考
		市町村	区域				
指 定	水源かん 養保安林	京丹波町	一円	50	25	水資源の確保	
		京丹後市		18	18		
		小計		68	43		
	土砂流出 防備保安 林	京丹波町	一円	300	150	災害の防止	
		福知山市		700	350		
		舞鶴市		158	79		
		綾部市		39	19		
		宮津市		239	120		
		京丹後市		550	275		
		伊根町 与謝野町		109 200	55 100		
	小計	2,295	1,148				
	土砂崩壊 防備保安 林	京丹波町	一円	56	28	災害の防止	
		福知山市		26	13		
		舞鶴市		39	19		
		綾部市		30	15		
小計	151	75					
合 計				2,514	1,266		

単位：ha

指定/ 解除	種 類	森林の所在		面 積	うち前半 5年分	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市町村	区域				
解除	水源かん 養保安林	京丹波町	一円	2	1	指定理由の 消滅	
		小計		2	1		
	土砂流出 防備保安 林	京丹波町		2	1	指定理由の 消滅	
		宮津市		2	1		
		京丹後市	一円	20	10		
		伊根町		2	1		
		与謝野町		10	5		
	小計		36	18			
	土砂崩壊 防備保安 林	京丹波町	一円	2	1	指定理由の 消滅	
		京丹後市		1	1		
		小計		3	2		
	飛砂防備 保安林	京丹後市	一円	1	1	指定理由の 消滅	
		小計		1	1		
	魚つき 保安林	伊根町	一円	1	1	指定理由の 消滅	
小計			1	1			
合 計				43	23		

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植 栽 の 変更面積
水源涵養のための保安林 ^{かん}	-	1,800	11,000	18,000	8,200
災害防備のための保安林	-	900	6,600	9,000	3,900
保健、風致の保存等のための保安林	-	200	1,400	2,000	800
計	-	2,900	19,100	29,000	12,900

注1 「伐採方法の変更面積」とは、伐採種（皆伐、択伐、禁伐）の変更を相当とする区域の面積

注2 「皆伐面積の変更面積」とは、皆伐することができる1箇所当たりの限度面積（20ha, 10ha, 5ha, 1ha等）の変更を相当とする区域の面積

注3 「択伐率の変更面積」とは、択伐を行う場合の伐採率の上限の変更（30%→40%）を相当とする区域の面積

注4 「間伐率の変更面積」とは、間伐を行う場合の伐採率の上限の変更（20%→35%）を相当とする区域の面積

注5 「植栽の変更面積」とは、伐採跡地に植栽しなければならない樹木の本数等の変更（1ha当たり3000本→1ha当たり地位級に応じて樹種ごとに算出して定める本数）を相当とする区域の面積

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

計画事項なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位:地区

所 在		治山事業施行地区数		主 な 工 種	備考
市町村	区域		うち前半 5年分		
京丹波町	一円	20	10	溪間工、山腹工、森林整備	
綾部市	一円	30	15	溪間工、山腹工、森林整備	
福知山市	一円	40	20	溪間工、山腹工、森林整備	
舞鶴市	一円	20	10	溪間工、山腹工、森林整備	
宮津市	一円	10	5	溪間工、山腹工、森林整備	
伊根町	一円	15	7	溪間工、山腹工、森林整備	
与謝野町	一円	30	15	溪間工、山腹工、森林整備	
京丹後市	一円	35	18	溪間工、山腹工、森林整備	
合 計		200	100		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

計画事項なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

別表2のとおり

2 その他必要な事項

この計画及び市町村森林整備計画を基本に、各種補助事業及び融資等を活用し、適正な森林整備を図ることとします。

別 表

別表 1 開設及び拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

別表 2 制限林の施業方法：保安林関係
保安林関係以外

別表 開設及び拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

開設拡張別	種類	位置		路線名	延長(m)	利用区域		有給国 有調林 道との 無の連	備考	開設拡張 の順位	
		市区町村名	大字			面積 (ha)	材積(m3)				
							針葉樹				広葉樹
開設	自動車道	京丹波町	下山	木ノ谷線	180	42.98	10,061	1,781		前期	
			口八田	広谷線	300	32.43	5,098	1,428			
			市森	美女山線	3,129	33.54	6,547	602			
			安井	栢ノ木線	200	8.34	1,469	77			
			水呑	福田線	800	58.79	10,810	2,313			
			猪鼻	段追線	500	82.34	16,119	4,095			
			質美(行仏)	一ノ谷線	300	195.06	34,628	12,029			
			水呑	松尾線	600	39.86	5,201	2,069			
			栗野	大谷線	700	33.85	5,604	1,756			
			妙楽寺	五条峠線	600	47.60	9,178	2,172			
			鎌谷下	森谷線	400	14.38	1,738	775			
			才原、広瀬	峰線	3,391	265.00	36,561	14,990			
			大簾、広野	大成線	3,000	175.33	25,682	8,756			
			坂原	塩谷長谷線	4,500	120.00	20,266	6,867			
			下栗野、細谷、仏主	月ヒラ長老線	8,000	98.27	15,362	6,037			
【開設 前期 計】					26,600	1,248	204,324	65,747	15 路線		
開設	自動車道	京丹波町	安井	小坪線	500	31.64	5,302	1,425		後期	
			水戸	六呂線	340	17.66	2,172	953			
			鎌谷奥	向井山線	800	86.67	11,295	6,307			
			橋爪	スゲ谷線	880	25.28	5,994	154			
			質美(北久保)	アシタ谷線	600	16.55	2,926	586			
			水原	東谷線	700	26.37	3,962	1,677			
			上栗野、仏主	北山線	9,500	344.63	72,917	19,032			
			坂原	坂原長谷線	900	66.57	10,154	4,622			
			坂原	出雲谷線	700	21.99	3,835	1,146			
【開設 後期 計】					14,920	637	118,557	35,902	9 路線		
【開設 計】					41,520	1885.13	322,881	101,649	24 路線		
改良	自動車道	京丹波町	升谷	升谷線	260	338.99	51,579	12,598		前期	
			安栖里	荒倉線	1,000	86.33	17,941	4,121			
			出野、稲次	塩出線	200	95.21	16,800	5,300			
			坂原、中	大谷線	7	257.00	9,292	5,454	橋梁改良		
			升谷、下山、長瀬	丹波美山1号線	8,747	692.00	121,773	19,175	局部改良、法面保全、交通安全施設		
【改良 前期 計】					10,214	1,470	217,385	46,648	5 路線		
改良	自動車道	京丹波町	口八田	東谷線	1,027	43.99	7,032	2,585	幅員拡張	後期	
			下山	長谷線	1,288	61.36	8,118	3,535	幅員拡張		
			【改良 後期 計】					2,315	105.35		15,150
【改良 計】					12,529	1574.88	232,535	52,768	7 路線		
舗装	自動車道	京丹波町	升谷、下山、長瀬	丹波美山1号線	1,797	692.00	121,773	19,175		前期	
【舗装 計】					1,797	692.00	121,773	19,175	1 路線		
【京丹波町 計】					55,846	4152.01	677,189	173,592	32 路線		
開設	自動車道	福知山市	菟原中	池谷線	1,200	77.02	8,388	6,193		前期	
			額田(奥)、直見(副谷)、大油子、高内、日置	居母山線	4,000	131.63	33,522	4,619			
			小原田	ノリシゲ線	1,500	75.05	7,525	8,013			
【開設 前期 計】					6,700	284	49,435	18,825	3 路線		
開設	自動車道	福知山市	天座	登尾線	2,700	115.02	10,690	10,656		後期	
			【開設 後期 計】					2,700	115.02	10,690	10,656
【開設 計】					9,400	398.72	60,125	29,481	4 路線		
改良	自動車道	福知山市	大江町北原	大谷線	2,140	92.50	39,983	13,816	法面保全・局部改良	前期	
			大江町北原	新大谷線	2,093	67.00	21,668	4,655	法面保全・局部改良		
			天座	灰谷線	5,090	189.00	4,976	9,503	法面保全・局部改良		
			大江町佛性寺	隣山線	1,660	149.00	22,603	7,515	法面保全・局部改良		
			中、池部	河谷・鳥ヶ岳線	1,323	94.51	3,707	1,487	法面保全・局部改良		
			【改良 前期 計】					12,306	592.01		92,937
【改良 計】					12,306	592.01	92,937	36,976	5 路線		
【福知山市 計】					21,706	990.73	153,062	66,457	9 路線		
開設	自動車道	舞鶴市	久田美(久田美)	石場線	800	57.01	10,773	2,311		前期	
			大俣	梅谷線	860	41.85	3,615	4,422			
			大俣	深田線	270	23.45	2,052	1,994			
			岸谷	鬼往線	3,000	134.93	27,616	7,182			
			【開設 前期 計】					4,930	257		44,056

別表 開設及び拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

開設拡張別	種類	位置		路線名	延長(m)	利用区域		有線国有林道との無の連	備考	開設拡張の順位	
		市区町村名	大字			面積(ha)	材積(m3)				
							針葉樹				広葉樹
開設	自動車道	舞鶴市	大俣	洞中支線	590	6.58	470	414		後期	
			大俣	樋尻谷線	340	9.24	1,395	340			
			大俣	赤石線	190	9.19	1,192	546			
			【開設 後期 計】				1,120	25	3,057		1,300
【開設 計】					6,050	282.25	47,113	17,209	7 路線		
改良	自動車道	舞鶴市	三浜、瀬崎	三浜瀬崎線	9,200	744.70	9,337	38,829	局部改良	前期	
			三浜、小橋、野原	三浜空山線	5,640	595.60	40,051	51,365	法面保全		
			上漆原	上漆原線	4,156	223.44	34,579	17,868	局部改良・法面保全		
			和江	和江線	2,966	149.74	24,808	9,911	局部改良		
			【改良 前期 計】				21,962	1713.48	108,775		117,973
改良	自動車道	舞鶴市	三浜、瀬崎	三浜瀬崎線	9,200	744.70	9,337	38,829	局部改良	後期	
			三浜、小橋、野原	三浜空山線	5,640	595.60	40,051	51,365	法面保全		
			上漆原	上漆原線	4,156	223.44	34,579	17,868	局部改良・法面保全		
			和江	和江線	2,966	149.74	24,808	9,911	局部改良		
			【改良 後期 計】				21,962	1,713.48	108,775		117,973
【改良 計】					43,924	3,426.96	217,550	235,946	8 路線		
【舞鶴市 計】					49,974	3,709.21	264,663	253,155	15 路線		
開設	自動車道	綾部市	睦合町(小田)	小田谷線	1,300	76.02	13,709	4,632		前期	
			下原町	滝ノ宮線	1,800	170.02	37,451	9,566			
			【開設 前期 計】				3,100	246.04	51,160		14,198
開設	自動車道	綾部市	睦合町(浅原)	浅原線	1,000	110.09	12,123	10,482		後期	
			井根町	山生谷線	1,500	39.57	9,606	1,438			
			七百石町	カヤノ線	1,000	170.02	37,451	9,566			
			睦合町(小田)	小田線	1,000	11.48	1,834	722			
			【開設 後期 計】				4,500	331.16	61,014		22,208
【開設 計】					7,600	577.20	112,174	36,406	6 路線		
改良	自動車道	綾部市	五泉町(市志)、五津合町(大町、睦志、遊里、小仲)	君尾線	7,482	374.00	52,865	11,549	局部改良	前期	
			睦寄町(鳥垣)	鳥垣線	3,670	99.67	26,718	3,237	局部改良		
			五泉町(市志、市之瀬)、老富町(大唐内、栃)、光野町	泉富線	6,900	360.74	60,803	19,420	局部改良		
			忠町	忠深山線	2,000	132.09	21,199	6,508	局部改良		
			【改良 前期 計】				20,052	966.50	161,585		40,714
改良	自動車道	綾部市	於与岐町(中川原)	於与岐ナル線	600	40.06	4,232	3,696	局部改良	後期	
			私市町(私市東)	堂ヶ谷線	480	15.89	3,105	602	局部改良		
			八代町	奥黒谷線	10	87.37	15,285	5,008	橋梁改良		
			【改良 後期 計】				1,090	143.32	22,622		9,306
【改良 計】					21,142	1109.82	184,207	50,020	7 路線		
舗装	自動車道	綾部市	睦寄町(鳥垣)	鳥垣線	3,670	99.67	26,718	3,237		前期	
			五泉町(市志、市之瀬)、老富町(大唐内、栃)、光野町	泉富線	6,900	360.74	60,803	19,420			
			八津合町(竹原、山田)	目白線	400	59.90	11,907	3,500			
			物部町	寺谷線	300	26.77	2,453	1,843			
			物部町	知坂線	400	26.79	3,609	1,041			
			別所町	別所滝谷線	760	10.72	1,025	714			
			物部町	知坂支線	100	7.47	1,181	183			
			志賀郷町	狭間線	200	5.54	701	315			
			八津合町(日置谷、殿)	樋ノ口支線	300	10.44	2,535	240			
			八津合町(日置谷、殿)	樋ノ口奥線	100	6.56	1,154	315			
			八津合町(日置谷、殿)	片山線	200	14.82	1,668	1,124			
			佃町	中ノ谷線	100	12.57	1,476	858			
			佃町	鍋倉線	100	6.39	422	586			
			上原町	丸尾線	100	11.50	1,757	568			
			味方町	光谷線	100	13.89	1,744	553			
			田野町	笹谷線	200	18.85	2,650	1,016			
			味方町	光谷支線	200	13.89	1,744	553			
			内久井町	石代線	200	10.72	1,025	714			
			中筋町	宮ノ谷線	300	22.64	1,786	1,331			
			味方町	奥ノ谷線	200	11.50	1,150	559			
【舗装 前期 計】					14,830	751.37	127,508	38,670	20 路線		
舗装	自動車道	綾部市	釜輪町	後山線	1,100	88.42	11,722	7,043	1 路線	後期	
【舗装 計】					15,930	839.79	139,230	45,713	21 路線		
【綾部市 計】					44,672	2,526.81	435,611	132,139	34 路線		

別表 開設及び拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

開設 拡張 別	種 類	位 置		路 線 名	延長 (m)	利 用 区 域		有 絡 国 有 林 道 整 頓 の 連 無 の 連	備 考	開設 拡張 の 順 位	
		市区町村名	大 字			面積 (ha)	材積(m3)				
							針葉樹				広葉樹
開設	自動車道	与謝野町	岩屋	カズネ線	1,100	32.36	2,170	3,037		前期	
			岩屋	尼ヶ原線	1,000	58.58	11,448	1,280			
			滝	鹿の熊線	670	63.78	6,447	3,256			
【開設 前期 計】					2,770	154.72	20,065	7,573		3 路線	
開設	自動車道	与謝野町	石川	浪江線	600	62.15	6,272	4,559		後期	
			岩屋	尼ヶ原線	1,000	58.58	11,448	1,280			
			【開設 後期 計】		1,600	120.73	17,720	5,839			2 路線
【開設 計】					4,370	275.45	37,785	13,412		5 路線	
改良	自動車道	与謝野町	与謝	山河線	500	29.86	4,053	1,099	局部改良、法面保全	前期	
			与謝	赤石線	500	103.86	12,527	2,039	局部改良、法面保全		
			滝	深山線	500	64.57	6,239	2,623	局部改良、法面保全		
			弓木、岩滝、男山	成相線	1,190	160.05	10,556	9,620	幅員拡張、法面保全		
			三河内	奥山線	850	29.05	4,581	669	局部改良、法面保全、幅員拡張		
【改良 計】					3,540	387.39	37,956	16,050		5 路線	
舗装	自動車道	与謝野町	三河内	奥山線	850	29.05	4,581	669	局部改良、法面保全、幅員拡張	後期	
【舗装 後期 計】					850	29.05	4,581	669		1 路線	
【舗装 計】					850	29.05	4,581	669		1 路線	
【与謝野町 計】					8,760	691.89	80,322	30,131		11 路線	
【京都府 開設 計】					68,940	3,419	580,078	198,157		46 路線	
【京都府 改良 計】					93,441	7,091.06	765,185	391,760		32 路線	
【京都府 舗装 計】					18,577	1,560.84	265,584	65,557		23 路線	
【京都府 総計】					180,958	12070.65	1,610,847	655,474		101 路線	

別表2 制限林の施業方法 (R7.4.1 現在)

水源かん養保安林

(森林法第25条第1項第1号)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京丹波町	実勢、下山、水呑、三ノ宮、質志、戸津川、質美、小野、水原、口八田、中山、升谷、大迫、長瀬、上乙見、西河内、下栗野、仏主、広瀬、才原、大簾、広野、稲次、安栖里、細谷、上栗野、塩谷、下乙見、小畑	6,379
福知山市	石原、観音寺、私市、報恩寺、印内、石場、北山、樽水、榎原、多保市、田和、一ノ宮、日尾、常願寺、中佐々木、上佐々木、天座、下野条、上野条、行積、雲原、三和町(菟原中、田ノ谷、中出)、夜久野町(直見、板生、小倉、畑、平野)、大江町(橋谷、二俣、内宮、北原、毛原、佛性寺、三河、蓼原、小原田、河守、関、公庄)	5,455
舞鶴市	多門院、与保呂、城屋、岸谷、久田美、下見谷、上漆原、長谷、多祢寺、小橋、三浜、野原、佐波賀、池ノ内下、下東、三日市	2,136
綾部市	物部町、内久井町、睦合町、八津合町、五津合町、五泉町、故屋岡町、睦寄町、光野町、老富町、於与岐町、武吉町	6,714
宮津市	新宮、小寺、万年、小田、喜多、今福、須津、奥波見、田原、日ヶ谷	1,669
京丹後市	峰山町(吉原、鱒留、久次、小西、五箇)、大宮町(奥大野、上常吉、森本、久住、五十河、三重、新宮)、網野町(木津、溝野、磯、浜詰、島津)、丹後町(袖志、是安、相川谷、三山、徳光)、弥栄町(須川、野中、吉沢、黒部、等楽寺)、久美浜町(尉ヶ畑、二俣、布袋野、市野々、久美浜、三原)	4,352
伊根町	泊	38
与謝野町	加悦(与謝、滝、金屋、加悦奥、温江、香河)、野田川(岩屋、石川)	2,560
計		29,302

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐(その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐)とします。
- (2) その他の森林にあつては、伐採種を定めません。

2 その他

- (1) 伐採の限度及び植栽については、指定施業要件に指定されたとおりとします。
- (2) 伐採については知事許可が必要です。

土砂流出防備保安林

(森林法第25条第1項第2号)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京丹波町	口八田、高岡、水戸、新水戸、須知、市森、上野、蒲生、曾根、院内、森、塩田谷、安井、富田、豊田、下山、中台、橋爪、和田、井脇、大朴、八田、坂井、水原、上大久保、下大久保、水呑、猪鼻、質美、東又、栗野、上乙見、西河内、細谷、上栗野、仏主、中、角、広瀬、才原、大簾、広野、安栖里、小畑、篠原、塩谷、下栗野、本庄、坂原	2,061
福知山市	堀、川北、観音寺、報恩寺、山野口、池部、中、奥野部、和久寺、大門、拝師、今安、半田、室、牧、上天津、石場、畑中、北山、小牧、談、正後寺、坂室、三俣、池田、岩崎、田野、多保市、長田、岩間、上小田、上大内、大呂、梅谷、宮垣、一ノ宮、下佐々木、中佐々木、上佐々木、天座、榎原、雲原、下野条、行積、田和、上野、日尾、宮、下小田、下大内、市寺、私市、天田、三和町(菟原下、西松、田ノ谷、中出、草山、大原、台頭、加用、高杉、友渕、大身、寺尾、菟原中)、夜久野町(直見、板生、平野、小倉、大油子、高内、日置、千原、額田、今西中、井田、畑、末)、大江町(公庄、蓼原、小原田、河守、上野、天田内、橋谷、二俣、内宮、北原、北有路、南有路、三河、二箇、千原、尾藤、南山、常津、市原谷、関、金屋、夏間、佛性寺)	2,839
舞鶴市	成生、野原、河辺原、赤野、平、小橋、三浜、瀬崎、白屋、朝来中、登尾、吉野、大波上、大波下、北吸、余部上、余部下、和田、長浜、多門院、森、行永、鹿原、堂奥、与保呂、小倉、吉坂、田中、安岡、上福井、下福井、喜多、大君、吉田、青井、女布、城屋、野村寺、高野由里、十倉、引土、京田、万願寺、今田、池ノ内下、布敷、別所、上根、寺田、岸谷、福来、天台、上安、上安久、下安久、油江、蒲江、東神崎、丸田、八田、八戸地、三日市、上東、下東、水間、大川、久田美、志高、上漆原、富室、西方寺、桑飼上、桑飼下、地頭、大俣、滝ヶ宇呂、市場、田井、大丹生、溝尻、木ノ下、真倉、下漆原、岡田由里、下見谷、境谷、佐波賀、大山、白滝	2,657
綾部市	田野町、井倉町、味方町、野田町、寺町、安場町、高津町、里町、有岡町、小呂町、高倉町、多田町、下八田町、淵垣町、七百石町、上八田町、館町、物部町、新庄町、白道路町、西坂町、鍛冶屋町、小畑町、仁和町、坊口町、金河内町、西方町、志賀郷町、篠田町、向田町、別所町、内久井町、高槻町、上杉町、於与岐町、梅迫町、釜輪町、鷹栖町、上原町、下替地町、十倉志茂町、武吉町、忠町、睦合町、八津合町、五津合町、五泉町、故屋岡町、睦寄町、光野町、神宮寺町、八代町、井根町、十倉中町、位田町、安国寺町、今田町、私市町、小西町、上野町、中筋町、中山町	2,220
宮津市	由良、脇、中村、上司、中津、小田宿野、島陰、田井、獅子、矢原、波路、獅子崎、山中、惣、宮村、滝馬、万年、小田、喜多、須津、文珠、成相寺、溝尻、小松、中野、江尻、大垣、難波野、日置、畑、下世屋、松尾、上世屋、里波見、長江、岩ヶ鼻、日ヶ谷、皆原、国分	829
京丹後市	峰山町(杉谷、丹波、矢田、橋木、長岡、新町、荒山、内記、鱒留、二箇、久次、赤坂、石丸、新治、管、安、西山、小西、五箇、石丸赤坂)、大宮町(下常吉、上常吉、奥大野、口大野、善王寺、河辺、周枳、森本、三重、三坂、谷内、五十河、延利、久住、明田、新宮)、網野町(掛津、三津、仲禅寺、浜詰、切畑、生野内、木津、溝野、下岡、小浜、網野、浅茂川、新庄、郷、俵野、塩江、磯、公庄、島津、日和田)、丹後町(間人、鞍内、小脇、三山、上野、袖志、久僧、平、遠下、竹野、此代、是安、岩木、相川谷、成願寺、矢畑、宮、徳光、上山、大山、谷内、吉永、中野、畑、筆石)、弥栄町(船木、井辺、国	2,212

	久、小田、黒部、堤、木橋、溝谷、和田野、鳥取、等楽寺、吉沢、芋野、須川、野中)、久美浜町(尉ヶ畑、小桑、佐野、安養寺、野中、円頓寺、坂谷、長野、女布、永留、甲山、浦明、湊宮、大向、栃谷、三谷、河梨、神谷、久美浜、海土、橋爪、芦原、新谷、油池、市野々、布袋野、畑、金谷、出角、市場、須田、新庄、関、蒲井、大井、三分、平田、竹藤、壱分、奥馬地、三原、島)	
伊根町	日出、平田、亀島、大原、井室、六万部、泊、津母、畑谷、峠、本庄上、本庄宇治、本庄浜、長延、蒲入、本坂、菅野、野村	492
与謝野町	加悦(与謝、滝、金屋、後野、加悦、加悦奥、算所、温江、明石、香河)、岩滝(弓木、岩滝、男山)、野田川(三河内、岩屋、幾地、四辻、上山田、下山田、石川)	838
計		14,149

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とします。
- (2) 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めません。
- (3) その他の森林にあつては、択伐とします。

2 その他

- (1) 伐採の限度及び植栽については、指定施業要件に指定されたとおりとします。
- (2) 伐採については知事許可が必要です。

土砂崩壊防備保安林

(森林法第25条第1項第3号)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京丹波町	口八田、高岡、水戸、新水戸、須知、富田、豊田、実勢、中山、坂原、広瀬、鎌谷奥	82
福知山市	瘤木、荒河、岩崎、下小田、雲原、上天津、川北、三和町（大原）、夜久野町（額田、畑、井田、今西中）、大江町（公庄、蓼原、河守、北有路、南山、尾藤）	18
舞鶴市	田井、大山、大丹生、北吸、浜、溝尻、余部上、余部下、岸谷、下安久、上東、志高、桑飼上、紺屋、丸田、大川、白杉、万願寺、和田、寺田、東神崎、西神崎、下見谷、堂奥	29
綾部市	安場町、位田町、物部町、新庄町、今田町、坊口町、西方町、志賀郷町、八津合町、五津合町、上延町、味方町、於与岐町、十倉名畑町、館町、小西町	22
宮津市	上司、万年、文珠、日置、里波見、松尾、奥波見、長江、岩ヶ鼻、田原、小田、由良	11
京丹後市	峰山町（室）、大宮町（三重）、網野町（木津、島津、浜詰、塩江、掛津、三津）、丹後町（平、中野、大山、上山）、弥栄町（野中、小田）、久美浜町（栃谷、海士、永留）	10
伊根町	日出、平田、亀島、蒲入、菅野、新井	10
与謝野町	加悦（加悦奥、算所、明石）、岩滝（弓木、岩滝、男山）、野田川（岩屋、幾地、上山田、石川）	9
計		190

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とします。
- (2) その他の森林にあつては、択伐とします。

2 その他

- (1) 伐採の限度及び植栽については、指定施業要件に指定されたとおりとします。
- (2) 伐採については、知事許可が必要です。

飛砂防備保安林

(森林法第25条第1項第4号)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 丹 後 市	網野町（掛津、三津、浜詰、小浜、木津）、久美浜町（鹿野、湊宮）	61
計		61

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とします。
- (2) その地表が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めません。
- (3) その他の森林にあつては、択伐とします。

2 その他

- (1) 伐採の限度及び植栽については、指定施業要件に指定されたとおりとします。
- (2) 伐採については、知事許可が必要です。

防風保安林

(森林法第25条第1項第5号)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 丹 後 市	丹後町（間人、久僧）、久美浜町（湊宮）	4
計		4

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。）にあつては、禁伐）とします。
- (2) その他の森林にあつては、伐採種を定めません。

2 その他

- (1) 伐採の限度及び植栽については、指定施業要件に指定されたとおりとします。
- (2) 伐採については、知事許可が必要です。

潮害防備保安林

(森林法第25条第1項第5号)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 丹 後 市	久美浜町（湊宮、葛野）	47
計		47

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 林況粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とします。
- (2) その他の森林にあつては、択伐とします。

2 その他

- (1) 伐採の限度及び植栽については、指定施業要件に指定されたとおりとします。
- (2) 伐採については、知事許可が必要です。

干害防備保安林

(森林法第25条第1項第5号)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 丹 波 町	須知、升谷	43
福 知 山 市	榎原、大内、三和町（大身、大原、菟原中、友渕）、夜久野町（畑）	362
舞 鶴 市	三浜、白杉、田井、白滝	160
綾 部 市	於与岐町、八津合町、睦寄町、里町、栗町	194
京 丹 後 市	丹後町（三山、岩木）、弥栄町（木橋、鳥取）	30
計		789

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）とします。
- (2) その他の森林にあつては、伐採種を定めません。

2 その他

- (1) 伐採の限度及び植栽については、指定施業要件に指定されたとおりとします。
- (2) 伐採については、知事許可が必要です。

なだれ防止保安林

(森林法第25条第1項第6号)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
福 知 山 市	大江町（小原田、橋谷）	21
宮 津 市	日ヶ谷	41
京 丹 後 市	峰山町（鱒留）、大宮町（河辺）、丹後町（小脇、三山、上山、谷内、袖志、平、遠下、此代、矢畑、碓、竹野、鞍内、中野）、弥栄町（須川、野中）、久美浜町（甲山、浦井、久美浜、三原、大向）	295
伊 根 町	日出、長延、蒲入、菅野、野村	112
与 謝 野 町	加悦（滝）、岩滝（岩滝）	9
計		477

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 緩傾斜地の森林その他なだれによる被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐とします。
- (2) その他の森林にあつては、禁伐とします。

2 その他

- (1) 伐採限度及び植栽については、指定施業要件に指定されたとおりとします。
- (2) 伐採については、知事許可が必要です。

落石防止保安林

(森林法第25条第1項第6号)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京丹波町	八田	3
宮津市	大島	1
京丹後市	峰山町(泉)	0
伊根町	泊	1
計		4

【施業方法】

1 伐採方法

(1) 緩傾斜地の森林その他落石による被害を生ずるおそれと比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐とします。

(2) その他の森林にあつては、禁伐とします。

2 その他

(1) 伐採限度及び植栽については、指定施業要件に指定されたとおりとします。

(2) 伐採については、知事許可が必要です。

魚つき保安林

(森林法第25条第1項第8号)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
舞鶴市	田井、成生、野原、佐波賀、千歳、小橋、三浜、長浜、白杉、西神崎、野原、三浜、小橋	167
宮津市	小田宿野、島陰、田井、獅子、獅子崎、日置、里波見、大島	35
京丹後市	網野町(浜詰、小浜、浅茂川、磯)、丹後町(間人、中浜、尾和、上野、袖志、筆石、此代)、久美浜町(大向、浦井)	82
伊根町	日出、平田、亀島、大原、新井、泊、津母、本庄浜、蒲入、野室、	93
計		377

【施業方法】

1 伐採方法

(1) 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とします。

(2) 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあつては、伐採種を定めません。

(3) その他の森林にあつては、択伐とします。

2 その他

(1) 伐採の限度及び植栽については、指定施業要件に指定されたとおりとします。

(2) 伐採については、知事許可が必要です。

保健保安林

(森林法第25条第1項第10号)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京丹波町	須知、中台、八田、質志、上乙見、仏主	621
福知山市	天座、雲原、大江町（北原、佛性寺）	744
舞鶴市	多称寺、木ノ下、常、東神崎、西神崎、三浜、鹿原	337
綾部市	睦寄町、於与岐町、五津合町	330
宮津市	万年、小田、上世屋	224
京丹後市	峰山町（吉原）、大宮町（谷内、上常吉、新宮）、網野町（小浜、浜詰）、丹後町（袖志、谷内、平、間人、筆石、三山、矢畑）、弥栄町（木橋、鳥取）	443
伊根町	本庄浜、野村	163
与謝野町	加悦（与謝、温江）	139
計		3,002

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とします。
- (2) 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めません。
- (3) その他の森林にあつては、択伐とします。

2 その他

- (1) 伐採の限度及び植栽については、指定施業要件に指定されたとおりとします。
- (2) 伐採については、知事許可が必要です。

風致保安林

(森林法第25条第1項第11号)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
福知山市	大江町（佛性寺）	20
宮津市	文珠、中野	5
計		25

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐とします。
- (2) その他の森林にあつては、択伐とします。

2 その他

- (1) 伐採の限度及び植栽については、指定施業要件に指定されたとおりとします。

砂防指定地

区分：森林法施行規則第10条第1号
(砂防法、砂防指定地管理規則(京都府))

単位 面積：ha

森 林 の 所 在	面 積
区 域	
京丹波町、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	5,409

【施業方法】

1 伐採方法

砂防設備のある溪流に直接影響のある森林、土砂崩壊流出のおそれのある森林及び地盤の不安定な森林にあつては、伐採に制限を受けます。

2 その他

伐採は、森林法による手続と砂防地管理規則(第4条)による知事許可が必要です。

鳥獣保護区特別保護地区

区分：森林法施行規則第10条第2号
(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
舞 鶴 市	冠島	44
計		44

【施業方法】

伐採については森林法による手続と、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(第29条第7項)による知事許可が必要です。

ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第38条第2項に基づき(鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として)、単木択伐、木竹の本数において20%以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐は、知事の許可は不要です。

史跡名勝天然記念物指定地域

区分：森林法施行規則第10条第4号
(文化財保護法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
舞 鶴 市	冠島（オオミズナギドリ繁殖地）	13
宮 津 市	成相寺（成相寺旧境内）	34
京丹後市	網野町網野（銚子山古墳）、丹後町宮（神明山古墳）、丹後町竹野（産土山古墳）	3
与謝野町	加悦・明石（明石墳墓群）	2
計		52

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 風致保存のため、特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐とします。
- (2) その他の森林にあつては択伐とします。
- (3) 更新については、絶えず林冠が閉鎖していることとします。

2 その他

- (1) 伐採の限度及び植栽については、保存の要件に適合するものとします。
- (2) 伐採については知事の許可が必要です。
- (3) 施業する場合は文化庁長官の現状変更許可が必要です。

山陰海岸国立公園第1種特別地域

区分：森林法施行規則第10条第5号
(自然公園法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京丹後市	網野町磯、網野町塩江、網野町浜詰及び久美浜町湊宮の各一部	148
計		148

【施業方法】

- (1) 単木択伐法によるものであること。
- (2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
- (3) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の10パーセント以下であること。

「自然公園法施行規則」（昭和32年厚生省令第41号）

2 その他

伐採は、森林法による手続と、自然公園法第20条による環境大臣の許可が必要です。

山陰海岸国立公園第2種特別地域

区分：森林法施行規則第10条第5号
(自然公園法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京丹後市	網野町浅茂川、網野町磯、網野町木津、網野町塩江、網野町浜詰、久美浜町大向、久美浜町葛野、久美浜町鹿野、久美浜町蒲井、久美浜町神崎、久美浜町向磯、久美浜町甲山及び久美浜町湊宮の各一部	1,016
計		1,016

【施業方法】

1 伐採方法

イ 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の三十パーセント以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の六十パーセント以下であること。
- (2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
- (3) 公園事業に係る施設（令第一条第七号、第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。

ロ 皆伐法によるものにあつては、イ（2）の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 一伐区の面積が二ヘクタール以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区的面積で除した値が十分の三を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。
- (2) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して五年を経過していない伐区に隣接していないこと。
- (3) 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。

「自然公園法施行規則」（昭和32年厚生省令第41号）

山陰海岸国立公園第3種特別地域

区分：森林法施行規則第10条第5号
(自然公園法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京丹後市	網野町浜詰、久美浜町湊宮及び久美浜町蒲井の各一部	83
計		83

【施業方法】

1 伐採方法

全般的な風致の維持を考慮することとします。

「自然公園法施行規則」（昭和32年厚生省令第41号）

2 その他

伐採は、森林法による手続と、自然公園法第20条による環境大臣の許可が必要です。

若狭湾国定公園特別保護地区

区分：森林法施行規則第10条第5号
(自然公園法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
舞 鶴 市	字小橋、字野原及び字三浜の各一部	46
計		46

【施業方法】

- 1 伐採方法
原則禁伐とします。

若狭湾国定公園第1種特別地域

区分：森林法施行規則第10条第5号
(自然公園法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
舞 鶴 市	字小橋、字瀬崎、字千歳、字成生及び字野原の各一部	284
計		284

【施業方法】

- (1) 単木択伐法によるものであること。
 - (2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
 - (3) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の10パーセント以下であること。
「自然公園法施行規則」(昭和32年厚生省令第41号)
- 2 その他
伐採は、森林法による手続と、自然公園法(第20条)による知事許可が必要です。

若狭湾国定公園第2種特別地域

区分：森林法施行規則第10条第5号
(自然公園法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
舞 鶴 市	字大丹生、字小橋、字佐波賀、字白杉、字杉山、字瀬崎、字田井、字千歳、字成生、字西神崎、字野原、字東神崎、字松尾及び字三浜の各一部	1,860
計		1,860

【施業方法】

1 伐採方法

イ 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の三十パーセント以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の六十パーセント以下であること。
- (2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
- (3) 公園事業に係る施設（令第一条第七号、第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。

ロ 皆伐法によるものにあつては、イ（2）の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 一伐区の面積が二ヘクタール以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区的面積で除した値が十分の三を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。
- (2) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して五年を経過していない伐区に隣接していないこと。
- (3) 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。

「自然公園法施行規則」（昭和32年厚生省令第41号）

2 その他

伐採は、森林法による手続と、自然公園法第20条による知事許可が必要です。

若狭湾国定公園第3種特別地域

区分：森林法施行規則第10条第5号
(自然公園法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
舞 鶴 市	字小橋、字瀬崎、字田井、字成生、字西神崎、字野原、字東神崎及び字三浜の各一部	1,353
計		1,353

【施業方法】

1 伐採方法

全般的な風致の維持を考慮することとします。

「自然公園法施行規則」（昭和32年厚生省令第41号）

2 その他

伐採は、森林法による手続と、自然公園法第20条による知事許可が必要です。

丹後天橋立大江山国定公園第1種特別地域

区分：森林法施行規則第10条第5号

(自然公園法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
福知山市	字天座、大江町北原、大江町内宮、大江町佛性寺及び字雲原の各一部	172
宮津市	字小田、字上世屋、字駒倉及び字文珠の各一部	63
京丹後市	網野町掛津、網野町小浜、丹後町上野、丹後町尾和、丹後町此代、丹後町袖志、丹後町間人、丹後町竹野、丹後町中浜、丹後町平、丹後町矢畑、弥栄町須川及び弥栄町野中の各一部	322
伊根町	大字蒲入及び大字亀島の各一部	20
与謝野町	大字温江、大字滝及び大字与謝の各一部	40
計		617

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 単木択伐法によるものであること。
- (2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
- (3) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の10パーセント以下であること。

「自然公園法施行規則」(昭和32年厚生省令第41号)

2 その他

伐採は、森林法による手続と、自然公園法(第20条)による知事許可が必要です。

丹後天橋立大江山国定公園第2種特別地域

区分：森林法施行規則第10条第5号
(自然公園法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
福知山市	字天座、大江町天田内、大江町北原、大江町毛原、大江町内宮、大江町佛性寺、字上野条、字喜多及び字雲原の各一部	542
舞鶴市	字上漆原及び字下見谷の各一部	39
宮津市	字江尻、字大垣、字小田、字小田宿野、字上世屋、字木子、字喜多、字国分、字小松、字獅子崎、字島陰、字下世屋、字新宮、字杉末、字須津、字田井、字獅子、字中津、字中野、字中波見、字成相寺、字難波野、字畑、字日置、字東野、字日ヶ谷、字松尾、字万年、字文珠、字矢原、字由良及び字脇の各一部及び国有林京都大阪森林管理事務所65林班及び66林班の全部並びに69林班の一部	2,683
京丹後市	網野町掛津、網野町小浜、網野町三津、大宮町五十河、大宮町新宮、丹後町碓、丹後町上野、丹後町上山、丹後町久僧、丹後町鞍内、丹後町神主、丹後町此代、丹後町小脇、丹後町袖志、丹後町間人、丹後町竹野、丹後町畑、丹後町筆石、丹後町平、丹後町三山、丹後町矢畑、弥栄町須川、弥栄町等楽寺及び弥栄町野中の各一部	627
伊根町	大字大原、大字蒲入、大字亀島、大字津母、大字泊、大字新井、大字野村、大字野室、大字日出及び大字本庄浜の各一部	500
与謝野町	大字岩滝、大字岩屋、大字男山、大字滝、大字弓木及び大字与謝の各一部	127
計		4,518

【施業方法】

1 伐採方法

イ 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の三十パーセント以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の六十パーセント以下であること。
- (2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
- (3) 公園事業に係る施設（令第一条第七号、第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。

ロ 皆伐法によるものにあつては、イ（2）の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 一伐区の面積が二ヘクタール以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区的面積で除した値が十分の三を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。
- (2) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して五年を経過していない伐区に隣接していないこと。
- (3) 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。

「自然公園法施行規則」（昭和32年厚生省令第41号）

2 その他

伐採は、森林法による手続と、自然公園法第20条による知事許可が必要です。

丹後天橋立大江山国定公園第3種特別地域

区分：森林法施行規則第10条第5号
(自然公園法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
福知山市	字天座、大江町天田内、大江町小原田、大江町金屋、大江町北原、大江町内宮、大江町橋谷、大江町二俣、大江町佛性寺、字上佐々木、字上野条、字喜多、字雲原、字下野条及び字中佐々木の各一部	3,654
舞鶴市	字上漆原、字西方寺、字下見谷、字長谷及び字和江の各一部	256
宮津市	字今福、字奥波見、字小田、字上世屋、字木子、字喜多、字駒倉、字下世屋、字新宮、字杉末、字須津、字滝馬、字中波見、字畑、字東野、字日ヶ谷、字松尾、字万年、字文珠、字由良及び字脇の各一部及び国有林京都大阪森林管理事務所68林班の全部及び69林班の一部	2,217
京丹後市	大宮町五十河、大宮町久住、大宮町新宮、丹後町碓、丹後町上野、丹後町上山、丹後町尾和、丹後町遠下、丹後町久僧、丹後町鞍内、丹後町神主、丹後町此代、丹後町小脇、丹後町袖志、丹後町間人、丹後町竹野、丹後町中浜、丹後町筆石、丹後町三山、丹後町矢畑、弥栄町須川、弥栄町等楽寺及び弥栄町野中の各一部	4,269
伊根町	大字蒲入及び大字野村の各一部	534
与謝野町	大字温江、大字岩滝、大字岩屋、大字男山、大字香河、大字加悦奥、大字滝及び大字与謝の各一部	2,234
計		13,164

【施業方法】

1 伐採方法

全般的な風致の維持を考慮することとします。

「自然公園法施行規則」(昭和32年厚生省令第41号)

2 その他

伐採は、森林法による手続と、自然公園法第20条による知事許可が必要です。

京都丹波高原国定公園第1種特別地域

区分：森林法施行規則第10条第5号
(自然公園法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
綾 部 市	故屋岡町の一部	53
京丹波町	仏主の一部	72
計		125

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 単木択伐法によるものであること。
- (2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
- (3) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の10パーセント以下であること。
「自然公園法施行規則」(昭和32年厚生省令第41号)

2 その他

伐採は、森林法による手続と、自然公園法(第20条)による知事許可が必要です。

京都丹波高原国定公園第2種特別地域

区分：森林法施行規則第10条第5号
(自然公園法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
綾 部 市	五津合町、故屋岡町及び睦寄町の各一部	306
計		306

【施業方法】

1 伐採方法

イ 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の三十パーセント以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の六十パーセント以下であること。
- (2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
- (3) 公園事業に係る施設(令第一条第七号、第十号及び第十一号に掲げるものを除く。)及び集団施設地区(以下「利用施設等」という。)の周辺(造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。)において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。

ロ 皆伐法によるものにあつては、イ(2)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 一伐区の面積が二ヘクタール以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区的面積で除した値が十分の三を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。
- (2) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して五年を経過していない伐区に隣接し

ていないこと。

(3) 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。

「自然公園法施行規則」（昭和 32 年厚生省令第 41 号）

2 その他

伐採は、森林法による手続と、自然公園法第 20 条による知事許可が必要です。

京都丹波高原国定公園第 3 種特別地域

区分：森林法施行規則第 10 条第 5 号

（自然公園法）

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
綾 部 市	五津合町、故屋岡町、光野町及び睦寄町の各一部	2,864
京丹波町	上乙見及び仏主の各一部	616
計		3,480

【施業方法】

1 伐採方法

全般的な風致の維持を考慮することとします。

「自然公園法施行規則」（昭和 32 年厚生省令第 41 号）

2 その他

伐採は、森林法による手続と、自然公園法第 20 条による知事許可が必要です。

急傾斜地崩壊危険区域

区分：森林法施行規則第10条第9号

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京丹波町	下山、須知、上野、辻、口八田、塩田谷、下大久保、西河内、市場、仏主上	13
福知山市	西岡、岡ノ上、石本、嶋谷、談、法用、上荒河、瘤木、西佳屋野、下天津、下小田、夜久野町(中田、額田、向、井田、額田奥、今西中、上千原、下千原、板生上町、末、大坪、副谷、桑谷、小田垣、三谷、平野、野田)、大江町(公庄、河守、蓼原、金屋、波美、二箇上、阿良須、日藤、三河、北二)	72
舞鶴市	荒田、西吉原、朝代、橘、北吸、福来、下福井、大宮、栄町、榎、平、溝尻、西若宮、道芝、余部上、市場、片山、大宮下、下溝尻、双葉、奥母、岸谷、加津良、千歳、今田、下東、下安久、富室、白杉、八田、大丹生、久田美、下見谷、西方寺、地頭、小俣、志高、八戸地、小原、大波下	63
綾部市	宮代、神宮寺、黒谷、野田、上原、八津合、庄、物部、水梨、中川原、見内、梅迫、下村、張田、小貝、位田、大又、庄畑、安国寺、中山、栗上、広瀬、大谷、川原、市野瀬、八代、淵垣、篠田、上谷、長瀬、古和木、五泉、老富、井根、有岡	49
宮津市	杉ノ末、大久保、長江、池ノ谷、島陰、里波見、京口、杉末、岩ヶ鼻、小田宿野、小香河、万町	15
京丹後市	峰山町(室、五箇)、大宮町(口大野、奥大野)、網野町(岡田、銚子山、下和田、桃山、中立、小浜、塩江、三明谷、三津北、三津南、加茂川、三津東、浅茂川、上野、新庄)、丹後町(中浜、間人、平、袖志、大山、吉永、此代、久僧、間人小泊、間人谷)、弥栄町(溝谷、和田野、吉沢、外村、黒部)、久美浜町(向町、河梨)	69
伊根町	亀島、蒲入、西平田、東平田、日出、大浦、新井、本庄浜、本庄上、泊、井室、六万部、野尻、小泊、本庄宇治	27
与謝野町	加悦(算所、天神山、奥滝)、岩滝(男山、弓ノ木、大内、石田)、野田川(石川、三河内、亀山、上地)	16
計		324

【施業方法】

1 伐採方法

指定区域内で斜面崩壊のおそれのある森林及び地盤の不安定な森林にあつては、伐採に制限を受けます。

2 その他

伐採は、森林法による手続と急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(第7条)による知事許可が必要です。

特別母樹林

区分：森林法施行規則第10条第10号
(林業種苗法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
綾 部 市	故屋岡	19
計		19

【施業方法】

1 伐採方法

禁伐とします。

ただし、その指定目的を阻害するおそれがないものとして、農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りではありません。

府歴史的自然環境保全地域特別地区

区分：その他

(京都府環境を守り育てる条例)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
舞 鶴 市	鹿原	36
福知山市	大江町 (仏性寺)	10
京丹後市	峰山町 (吉原)	10
計		56

【施業方法】

1 伐採方法

原則として禁伐とします。

ただし、舞鶴市及び福知山市においては、自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐(択伐率は現在蓄積の10%以内)を行うことができます。

府自然環境保全地域特別地区

区分：その他

(京都府環境を守り育てる条例)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
宮 津 市	上世屋	48
京丹後市	大宮町 (五十河)	19
計		67

【施業方法】

1 伐採方法

原則として禁伐とします。

ただし、自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐(択伐率は現在蓄積の10%以内)を行うことができます。

III (附) 參考資料

目 次

1	森林計画区の概況	
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	76
(2)	地況	77
(3)	土地利用の現況	78
(4)	産業別生産額	79
(5)	産業別就業者数	80
2	森林の現況	
(1)	齢級別森林資源構成表	81
(2)	制限林普通林別森林資源表	85
(3)	市町村別森林資源表	86
(4)	所有形態別森林資源表	87
(5)	制限林の種類別面積	88
(6)	樹種別材積表	89
(7)	特定保安林の指定状況	89
(8)	荒廃地等の面積	90
(9)	森林の被害	91
3	林業の動向	
(1)	保有山林面積規模別経営体数	92
(2)	森林経営計画の認定状況	93
(3)	経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	94
(4)	森林組合及び生産森林組合の現況	95
(5)	林業経営体等の現況	98
(6)	林業労働力の概況	99
(7)	林業機械化の概況	100
(8)	作業路網等の整備の概況	100
4	林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）	
(1)	森林より森林以外への異動	101
(2)	森林以外より森林への異動	101
5	その他	
(1)	持続的伐採可能量	102

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区分	区域面積①	森林面積			森林比率 ②/①×100	
		総数②	国有林	民有林		
総数	238,937	184,390.27	4,644.02	179,746.25	77.2	
市 町 村 別 内 訳	京丹波町	30,309	24,966.32	208.14	24,758.18	82.4
	福知山市	55,254	42,037.38	220.76	41,816.62	76.1
	舞鶴市	34,213	26,923.32	759.84	26,163.48	78.7
	綾部市	34,710	26,563.02	414.92	26,148.10	76.5
	宮津市	17,274	13,504.55	1,597.01	11,907.54	78.2
	京丹後市	50,144	37,160.76	1,126.06	36,034.70	74.1
	伊根町	6,195	5,090.30	177.93	4,912.37	82.2
	与謝野町	10,838	8,144.62	139.36	8,005.26	75.1
京都府全域 (本計画区占有率)	461,209 (51.8%)	342,197.49 (53.9%)	7,320.90 (63.4%)	334,876.59 (53.7%)	74.2	

注1 森林面積は森林法第2条で定義された森林の面積を記載した。

注2 区域面積：国土地理院 令和7年度全国都道府県市区町村別面積調

注3 民有林：京都府林業振興課森林政策・流通係調べ

注4 国有林：京都府林業振興課森林政策・流通係調べ

(2) 地 況
ア 気 候

観測所名	気温 (°C)			年間降水量 (mm)	最高積雪量 (cm)	主風の方向
	最高	最低	年平均			
間人	30.5	2.7	15.4	1,899.1	-	SE
峰山	-	-	-	1,957.3	96	-
宮津	31.9	0.6	14.8	1,917.8	-	W
舞鶴	32.4	0.5	14.8	1,941.2	25	WSW
坂浦	-	-	-	-	-	-
睦寄	-	-	-	1,983.1	-	-
福知山	32.8	-0.2	14.6	1,623.8	-	N
綾部山家	-	-	-	1,604.3	-	-
三和	-	-	-	1,616.0	-	-
本庄	-	-	-	1,654.7	-	-

気温、年間降水量及び最高積雪量、最多風向：

気象庁 アメダス(地域気象観測システム)年・月別平年値(統計期間1991-2020)

※ 気象データの平年値は10年ごとに更新

風 向：気象庁 令和6年年報京都府の気象の最多風向

イ 地 形

当計画区の上流域には700mを越える山々が連なる丹波山地があり、福知山盆地を始めとする小規模な平地が点在しています。

一方、下流域の丹後地域は、北部は起伏に富んだ山地、中央部は丘陵地性の花崗岩地帯、東・南部は急峻な山地となり、竹野川、野田川、伊佐津川などの中小河川が日本海に注いでいます。

日本海に面した海岸線は、屈曲に富むリアス式海岸で、一帯は山陰海岸国立公園、若狭湾国立公園並びに丹後天橋立大江山国立公園に指定されています。

ウ 地質、土壌等

地質については、丹波地域は大部分が中・古生界丹波層群に属し、一部に第三紀層、洪積層がみられます。

丹後地域では、花崗岩が幅広く分布し、他に安山岩・流紋岩等がみられます。上記の二つの地域に挟まれる舞鶴市から福知山市にかけては帯状に平行して二疊紀層が走り、その周りに流紋岩、安山岩、玄武岩等がみられます。

土壌については、大部分が褐色森林土壌のBB、BD(d)、BD型土壌で、一部にポドゾル・黒色土・赤色土・未熟土等がみられます。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：1,000ha

区分	総数	森林	農地				その他		
			総数	うち田	うち畑	うち樹園地	総数	うち宅地	
総数	238.9	184.4	7.6	7.8	1.0	0.3	46.9	6.2	
市 町 村 別 内 訳	京丹波町	30.3	25.0	1.0	0.9	0.1	0.0	4.3	0.4
	福知山市	55.3	42.0	2.2	1.6	0.2	0.1	11.1	1.5
	舞鶴市	34.2	26.9	0.6	0.5	0.1	0.0	6.7	1.3
	綾部市	34.7	26.6	1.6	1.2	0.1	0.0	6.5	0.8
	宮津市	17.3	13.5	0.4	0.3	0.0	0.0	3.4	0.4
	京丹後市	50.1	37.2	1.0	2.5	0.4	0.1	11.9	1.2
	伊根町	6.2	5.1	0.1	0.1	0.0	-	1.0	0.1
	与謝野町	10.8	8.1	0.7	0.7	0.0	0.0	1.9	0.5
京都府全域 (本計画区占有率)	461.2 (51.8%)	342.2 (53.9%)	18.4 (41.4%)	14.7 (52.9%)	2.1 (46.4%)	1.6 (18.5%)	100.6 (46.6%)	22.7 (27.3%)	

注1 少数第2位以下は四捨五入を原則としたため、各数の計が総数に一致しない場合がある。

注2 総数－(森林＋農地総数)＝「その他・総数」とした。

注3 総数：国土地理院 令和7年全国都道府県市区町村別面積調より

注4 森林：京都府林業振興課森林政策・流通調べ

注5 農地：2020年世界農林業センサスより

注6 その他：「うち宅地」は令和6年度京都府統計書（地目別土地面積より）

(4) 産業別生産額

単位 百万円

区 分		金 額	京 都 府 全 域 / (本計画区占有率)
総 生 産 額		1,298,977	11,107,553 / (12%)
第1次産業	総 額	18,509	37,885 / (49%)
	農 業	14,295	32,194 / (44%)
	林 業	967	2,431 / (40%)
	水 産 業	3,247	3,260 / (100%)
第 2 次 産 業		449,335	3,681,567 / (12%)
第 3 次 産 業		818,513	7,280,167 / (11%)
輸 入 税		34,174	292,228 / (12%)
(控除) 帰属利子及び消費税		21,553	184,295 / (12%)

注1 京都府統計課 令和4年度市町村民経済計算より

(5) 産業別就業者数

単位 人数：1,000人

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能	
		計	農業	林業	水産業				
総数	142.1	8.0	7.1	0.2	0.7	37.6	92.0	4.5	
市町村別内訳	京丹波町	6.5	0.9	0.8	0.0	-	1.8	3.7	0.2
	福知山市	37.8	1.7	1.6	0.1	0.0	10.7	24.1	1.3
	舞鶴市	37.6	1.3	1.1	0.0	0.2	8.4	27.0	0.9
	綾部市	15.3	1.2	1.1	0.0	0.0	4.9	9.1	0.2
	宮津市	7.8	0.5	0.4	0.0	0.1	1.4	5.6	0.2
	京丹後市	25.9	1.9	1.7	0.0	0.1	7.3	15.5	1.2
	伊根町	1.0	0.3	0.1	0.0	0.1	0.1	0.6	0.0
	与謝野町	10.3	0.4	0.3	0.0	0.0	3.0	6.5	0.5
京都府全域 (本計画区占有率)	1,086.4 (13.1%)	21.3 (37.5%)	19.9 (35.7%)	0.7 (31.2%)	0.7 (96.8%)	235.5 (16.0%)	790.8 (11.6%)	38.8 (11.6%)	

注1 令和2年国勢調査より

注2 総数と内訳の計等は、四捨五入のため一致しない場合があります。

2 森林の現況
(1) 齡級別森林資源構成表

由良川森林計画区 林種:全体

区分	総数			齡級1			齡級2			齡級3			齡級4			齡級5			
	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	
総数	179,746	41,098,541	197,761	19	76	2	99	2,338	430	151	5,805	546	581	39,043	2,931	1,567	177,323	9,307	
立地																			
総数	172,994	39,849,614	197,761	19	76	2	99	2,338	430	151	5,805	546	581	39,043	2,931	1,567	177,323	9,307	
針	92,989	27,735,073	163,163	8			83	2,155	426	103	4,617	468	537	37,458	2,857	1,468	172,123	8,999	
広	80,005	12,114,541	34,598	11	76	2	16	183	4	48	1,188	78	44	1,585	74	99	5,200	308	
総数	67,437	20,796,853	146,850	9			84	2,157	426	139	5,534	532	558	38,270	2,891	1,481	172,630	9,009	
人																			
針	67,274	20,783,411	146,826	8			83	2,155	426	103	4,617	468	537	37,458	2,857	1,464	171,727	8,979	
広	163	13,442	224	0			0	2		36	917	64	21	812	34	17	903	30	
育成	67,228	20,763,364	145,779	9			67	1,673	324	103	4,296	422	557	38,268	2,891	1,468	171,146	8,932	
単層林	67,089	20,750,882	145,601	8			66	1,671	324	88	3,933	400	537	37,458	2,857	1,451	170,248	8,902	
層林	138	12,482	178	0			0	2		15	363	22	21	810	34	17	898	30	
育成	209	33,489	1,071				17	484	102	36	1,238	110	0	2		13	1,484	77	
複層林	185	32,529	1,025				17	484	102	15	684	68				13	1,479	77	
層林	25	960	46							21	554	42	0	2		0	5		
天																			
総数	105,557	19,052,761	50,911	11	76	2	16	181	4	12	271	14	23	773	40	86	4,693	298	
針	25,715	6,951,662	16,537													4	396	20	
広	79,842	12,101,099	34,374	11	76	2	16	181	4	12	271	14	23	773	40	82	4,297	278	
自然																			
層林	219	34,451	224				2	19		1	19					9	513	26	
単層林	32	8,890	42																
層林	187	25,561	182				2	19		1	19					9	513	26	
育成	58	10,453	40										1	29	1	3	156	7	
複層林	16	4,327	12																
層林	41	6,126	28										1	29	1	3	156	7	
天然																			
層林	105,281	19,007,857	50,647	11	76	2	14	162	4	11	252	14	22	744	39	75	4,024	265	
針	25,667	6,938,445	16,483													4	396	20	
広	79,614	12,069,412	34,164	11	76	2	14	162	4	11	252	14	22	744	39	71	3,628	245	
竹																			
層林	3,605																		
無立木地	3,287																		

単位 面積:ha 蓄積:m³

2 森林の現況 (1) 齡級別森林資源構成表

由良川森林計画区 林種:全体

区	分	齡級6			齡級7			齡級8			齡級9			齡級10			齡級11			
		面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	
總	數	2,403	346,846	14,211	3,173	590,666	17,626	4,285	941,817	19,159	6,187	1,526,161	21,113	6,636	1,747,245	15,946	12,798	3,475,279	21,960	
	總數	2,403	346,846	14,211	3,173	590,666	17,626	4,285	941,817	19,159	6,187	1,526,161	21,113	6,636	1,747,245	15,946	12,798	3,475,279	21,960	
立	針	2,225	335,576	13,723	2,969	575,015	16,999	4,144	927,758	18,801	5,779	1,481,909	20,471	5,826	1,648,513	15,050	9,935	3,098,136	18,987	
	広	178	11,270	488	204	15,651	627	151	14,059	358	408	44,252	642	810	98,732	896	2,864	377,143	2,973	
人	總數	2,222	334,489	13,632	2,962	572,615	16,909	4,090	917,737	18,528	5,724	1,470,436	20,274	5,529	1,579,691	14,216	8,940	2,856,321	17,193	
	針	2,204	333,298	13,592	2,954	571,749	16,891	4,089	917,591	18,528	5,723	1,470,301	20,272	5,516	1,578,278	14,192	8,932	2,855,239	17,186	
工	広	18	1,191	40	8	866	18	1	146		1	135	2	13	1,413	24	8	1,082	7	
	總數	2,180	327,627	13,367	2,904	559,974	16,496	4,084	916,589	18,502	5,723	1,470,031	20,272	5,526	1,579,086	14,206	8,923	2,853,140	17,148	
林	針	2,163	326,491	13,328	2,896	559,108	16,478	4,083	916,443	18,502	5,722	1,469,896	20,270	5,513	1,577,673	14,182	8,918	2,852,402	17,144	
	広	17	1,136	39	8	866	18	1	146		1	135	2	13	1,413	24	5	738	4	
木	總數	42	6,862	265	58	12,641	413	6	1,148	26	1	405	2	3	605	10	17	3,181	45	
	針	41	6,807	264	58	12,641	413	6	1,148	26	1	405	2	3	605	10	14	2,837	42	
天	広	1	55	1														2	344	3
	總數	181	12,357	579	211	18,051	717	205	24,080	631	463	55,725	839	1,107	167,554	1,730	3,858	618,958	4,767	
然	針	21	2,278	131	15	3,266	108	55	10,167	273	56	11,608	199	310	70,235	858	1,003	242,897	1,801	
	広	160	10,079	448	196	14,785	609	150	13,913	358	407	44,117	640	797	97,319	872	2,856	376,061	2,966	
地	總數	1	48		14	1,113	46	4	391	12	1	143		2	482	4	19	2,549	32	
	針							0	21		0	98		1	394	4	0	43		
林	広	1	48		14	1,113	46	4	370	12	0	45		1	88		19	2,506	32	
	總數	0	18		0	8					2	211	3	0	22		2	426	3	
無	針													0	13		2	403	3	
	広	0	18		0	8					2	211	3	0	9		0	23		
地	總數	180	12,291	579	197	16,930	671	201	23,689	619	460	55,371	836	1,105	167,050	1,726	3,837	615,983	4,732	
	針	21	2,278	131	15	3,266	108	55	10,146	273	55	11,510	199	309	69,828	854	1,001	242,451	1,798	
竹	広	159	10,013	448	182	13,664	563	146	13,543	346	405	43,861	637	796	97,222	872	2,836	373,532	2,934	
	林																			
無	立																			
地																				

單位 面積:ha 蓄積:m³

2 森林の現況 (1) 齡級別森林資源構成表

由良川森林計画区 林種:全体

区	分	齡級12			齡級13			齡級14			齡級15			齡級16			齡級17		
		面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量
總	數	20,483	5,535,000	22,401	29,164	7,384,065	20,611	26,946	5,730,276	11,322	15,129	2,975,680	5,497	10,363	2,061,448	3,561	8,754	1,754,713	3,218
	總數	20,483	5,535,000	22,401	29,164	7,384,065	20,611	26,946	5,730,276	11,322	15,129	2,975,680	5,497	10,363	2,061,448	3,561	8,754	1,754,713	3,218
	針	14,145	4,648,738	19,864	16,371	5,503,268	15,931	8,754	2,916,642	4,240	3,493	1,135,789	1,233	2,560	824,497	800	2,307	733,016	830
立	広	6,339	886,262	2,537	12,792	1,880,797	4,680	18,192	2,813,634	7,082	11,636	1,839,891	4,264	7,803	1,236,951	2,761	6,447	1,021,697	2,388
	總數	11,612	4,006,408	17,120	11,371	4,169,872	10,886	4,823	1,834,228	2,811	1,441	563,065	487	1,061	406,816	277	1,073	390,552	445
	針	11,605	4,005,450	17,118	11,360	4,168,103	10,885	4,811	1,832,521	2,810	1,438	562,526	487	1,060	406,725	277	1,070	390,133	444
工	數	7	958	2	12	1,769	1	11	1,707	1	3	539		1	91		3	419	1
	總數	11,605	4,004,030	17,105	11,369	4,168,986	10,884	4,821	1,833,535	2,809	1,441	563,059	487	1,060	406,613	277	1,071	389,899	443
	針	11,598	4,003,072	17,103	11,357	4,167,217	10,883	4,810	1,831,828	2,808	1,438	562,520	487	1,060	406,522	277	1,068	389,480	442
林	広	7	958	2	12	1,769	1	11	1,707	1	3	539		1	91		3	419	1
	總數	7	2,378	15	3	886	2	2	693	2	0	6		1	203		2	653	2
	針	7	2,378	15	3	886	2	2	693	2	0	6		1	203		2	653	2
天	數	8,871	1,528,592	5,281	17,793	3,214,193	9,725	22,123	3,896,048	8,511	13,688	2,412,615	5,010	9,303	1,654,632	3,284	7,882	1,364,161	2,773
	總數	2,539	643,288	2,746	5,012	1,335,165	5,046	3,942	1,084,121	1,430	2,055	573,263	746	1,500	417,772	523	1,237	342,883	386
	針	6,332	885,304	2,535	12,781	1,879,028	4,679	18,181	2,811,927	7,081	11,633	1,839,352	4,264	7,803	1,236,860	2,761	6,444	1,021,278	2,387
然	數	17	2,580	9	35	7,181	38	33	4,993	16	24	3,991	11	11	2,253	9	3	504	1
	總數	1	336	1	15	4,269	27	1	364		1	203		2	640	2	0	53	
	針	16	2,244	8	20	2,912	11	32	4,629	16	23	3,788	11	9	1,613	7	3	451	1
地	數	3	611	2	5	1,066	4	7	1,311	4	16	3,274	11	7	1,177	3	6	1,026	2
	總數	1	337	1	3	805	4	1	334		6	1,465	4	1	148		1	134	
	針	2	274	1	2	261	6	6	977	4	10	1,809	7	6	1,029	3	5	892	2
無	數	8,851	1,525,401	5,270	17,752	3,205,946	9,683	22,082	3,889,744	8,491	13,648	2,405,350	4,988	9,284	1,651,202	3,272	7,673	1,362,631	2,770
	總數	2,537	642,615	2,744	4,993	1,330,091	5,015	3,940	1,083,423	1,430	2,049	571,595	742	1,497	416,984	521	1,236	342,696	386
	針	6,314	882,786	2,526	12,759	1,875,855	4,668	18,142	2,806,321	7,061	11,599	1,833,755	4,246	7,787	1,234,218	2,751	6,436	1,019,935	2,384
竹																			
無	立																		
地																			

單位 面積:ha 蓄積:m³

2 森林の現況
(1) 齡級別森林資源構成表

由良川森林計画区 林種:全体

区	分	齡級18			齡級19			齡級20			齡級21以上		
		面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量
總	總數	6,274	1,267,939	1,984	5,511	1,181,851	1,808	3,717	881,206	1,374	8,743	2,224,837	2,754
	總數	6,274	1,267,939	1,984	5,511	1,181,851	1,808	3,717	881,206	1,374	8,743	2,224,837	2,754
	針	1,846	572,471	560	2,105	645,117	597	2,087	631,482	683	6,244	1,840,793	1,644
立	總數	4,428	695,468	1,424	3,406	536,734	1,211	1,629	249,724	691	2,499	384,044	1,110
	總數	836	290,001	272	954	324,364	302	830	284,341	287	1,699	577,326	353
	針	835	289,726	272	954	324,269	302	829	284,257	287	1,698	577,288	353
工	總數	2	275		1	95		1	84		0	38	
	總數	836	289,953	272	953	324,053	302	830	284,341	287	1,698	577,065	353
	針	834	289,678	272	953	323,958	302	829	284,257	287	1,697	577,027	353
林	總數	2	275		1	95		1	84		0	38	
	總數	0	48		1	311					1	261	
	針	0	48		1	311					1	261	
天	總數	5,438	977,938	1,712	4,556	857,487	1,506	2,887	596,865	1,087	7,045	1,647,511	2,401
	總數	1,012	282,745	288	1,151	320,848	295	1,258	347,225	396	4,546	1,263,505	1,291
	針	4,426	695,193	1,424	3,405	536,639	1,211	1,629	249,640	691	2,499	384,006	1,110
然	總數	14	1,921	10	20	3,280	2				9	2,471	8
	總數	0	38								8	2,431	8
	針	13	1,883	10	20	3,280	2				0	40	
地	總數	1	115		3	591		1	243		1	169	
	總數	0	2		1	338		1	243		0	105	
	針	1	113		2	253					0	64	
無	總數	5,424	975,902	1,702	4,533	853,616	1,504	2,886	596,622	1,087	7,035	1,644,871	2,393
	總數	1,012	282,705	288	1,150	320,510	295	1,257	346,982	396	4,537	1,260,969	1,283
	針	4,412	693,197	1,414	3,384	533,106	1,209	1,629	249,640	691	2,498	383,902	1,110
竹													
無													
立													
地													

單位 面積:ha 蓄積:m³

(2) 制限林普通林別森林資源表

単位 面積：ha 蓄積：m³ 竹10束

区分	総数	木												立	
		数						人							地
		総数		針葉樹		広葉樹		総数		針葉樹		広葉樹			
面積	179,746	172,994	92,989	80,005	67,329	67,166	163	67,228	67,089	138	209	185	25		
蓄積	41,098,541	39,849,614	27,735,073	12,114,541	21,678,705	21,663,544	15,161	20,763,364	20,750,882	12,482	33,489	32,529	960		
成長量	197,761	197,761	163,163	34,598	146,850	146,626	224	145,779	145,601	178	1,071	1,025	46		
面積	49,540	48,160	27,792	20,369	22,209	22,125	84	22,045	21,981	64	164	144	20		
蓄積	11,320,290	11,320,290	8,190,071	3,130,219	6,668,605	6,662,256	6,349	6,642,402	6,636,901	5,501	26,203	25,355	848		
成長量	87,612	87,612	74,847	12,765	70,234	70,083	151	69,297	69,186	111	937	897	40		
面積	130,347	124,834	65,197	59,636	45,228	45,149	79	45,183	45,109	74	45	41	5		
蓄積	28,529,324	28,529,324	19,545,002	8,984,322	14,128,248	14,121,155	7,093	14,120,962	14,113,981	6,981	7,286	7,174	112		
成長量	110,149	110,149	88,316	21,833	76,616	76,543	73	76,482	76,415	67	134	128	6		

区分	総数	立												無立木地		
		天然						地						伐採跡地	未立木地	
		天			林			育成			天然					針葉樹
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹			
面積	105,536	25,598	79,937	219	32	187	58	16	41	105,281	25,667	79,614	3,605	3,287	0	3,287
蓄積	19,419,836	7,043,857	12,375,979	34,451	8,890	25,561	10,453	4,327	6,126	19,007,857	6,938,445	12,069,412	-	-	-	-
成長量	50,911	16,537	34,374	224	42	182	40	12	28	50,647	16,483	34,164	-	-	-	-
面積	25,952	5,667	20,285	123	17	106	47	12	35	25,782	5,638	20,144	535	845	-	845
蓄積	4,651,685	1,527,815	3,123,870	17,949	4,765	13,184	8,369	3,150	5,219	4,625,367	1,519,900	3,105,467	-	-	-	-
成長量	17,378	4,764	12,614	175	29	146	31	8	23	17,172	4,727	12,445	-	-	-	-
面積	79,606	20,048	59,557	95	14	81	11	5	6	79,499	20,029	59,470	3,070	2,442	0	2,442
蓄積	14,401,076	5,423,847	8,977,229	16,502	4,125	12,377	2,084	1,177	907	14,382,490	5,418,545	8,963,945	-	-	-	-
成長量	33,533	11,773	21,760	49	13	36	9	4	5	33,475	11,756	21,719	-	-	-	-

(4) 所有形態別森林資源表

單位 面積:ha 材積:立木m³ 竹10畝

區分	立木地										無立木地													
	總數					人工林					天然林					竹林								
	總數	針葉樹	闊葉樹	總數	針葉樹	闊葉樹	育成單層林	育成複層林	總數	針葉樹	闊葉樹	育成單層林	育成複層林	總數	針葉樹	闊葉樹	天然生林	天然生林	總數	針葉樹	闊葉樹	伐採跡地	未立木地	
總數	179,746.25	172,883.63	92,782.92	80,100.71	67,437.92	67,164.68	138.44	2,203.2	195.72	24.89	105,535.71	25,598.24	79,937.47	196.83	57.85	16.41	41.74	105,247.86	25,549.29	79,698.58	3,897.27	4,284.41	0.29	3,284.121
材積	41,098.541	41,098.238	28,707.098	12,391.140	21,678.402	21,683.241	15.161	21,689.055	21,625.140	13,915	1,236	19,419.816	7,043.857	12,375.579	37.532	9.389	27.972	19,371.718	7,030.075	12,341.642	988.311	0	-	-
都	5,807.57	5,690.07	4,516.58	1,172.49	4,381.37	4,374.30	7.07	4,334.76	4,327.69	7.07	-	1,308.70	142.28	1,166.42	48.68	15.87	32.81	1,251.12	126.41	1,124.71	12.82	104.68	-	104.68
道	1,411.354	1,411.354	1,234.257	177.097	1,196.579	1,196.115	464	1,182.512	1,182.048	464	-	214,775	38,142	176,633	9,644	4,541	5,103	203,486	33,601	169,885	3,736	0	-	-
府	4,646.65	4,577.67	3,373.05	1,204.62	2,957.94	2,938.70	19.24	2,945.17	2,925.93	19.24	-	1,619.73	434.35	1,185.38	1.21	-	1.21	1,610.97	432.47	1,178.50	13.37	55.61	-	55.61
市	1,130.431	1,130.431	953.137	177.294	834.111	832.307	1.804	831.632	829.846	1.804	-	296,320	120,830	175,490	74	-	74	294,904	120,344	174,560	3,812	0	-	-
町	5,230.26	4,972.85	2,525.62	2,447.23	1,615.86	1,597.57	18.29	1,600.30	1,586.74	13.56	4.73	3,356.99	928.05	2,428.94	21.81	-	21.81	3,327.56	922.68	2,404.88	46.13	231.28	0.29	231.08
村	1,082.344	1,082.344	738.325	343.989	488.965	487.288	1,077	487.435	486.498	927	150	593,379	250,467	342,912	3,089	-	3,089	588,532	249,048	339,484	13,811	0	-	-
區	164,040.21	157,622.42	82,347.67	75,274.75	58,872.75	58,251.11	118.64	58,227.17	58,128.60	96.57	20.07	99,249.67	24,095.56	75,156.11	157.68	16.68	141.00	99,058.21	24,067.72	74,990.49	3,324.95	2,892.84	-	2,892.84
所有	37,474.019	37,474.019	25,781.349	11,662.670	19,158.747	19,146.931	11,816	19,137.466	19,126.746	10,729	1,696	18,315.272	6,634.018	11,680.854	24,545	4,839	19,706	18,284,796	6,627,083	11,657,713	986,932	0	-	-

(5) 制限林の種類別面積

区分	自然立公										公園										急傾斜地崩壊危険区域	林業種苗方による特別母樹林	鳥獣保護区特別保護地区	史跡名勝天然記念物指定地域	府歴史的な自然環境保全特別地域	府自然環境保全地域特別地区	合計
	自		立		公		定		公		立		公		園												
	特別保護地域	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定地域	小計	特別保護地域	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定地域	小計	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定地域	小計										
総数	29,302	14,149	190	4,787	48,429	5,366	148	1,016	83	19	1,266	46	1,026	6,684	17,997	1,195	26,948	325	19	44	52	56	67	82,572			
京丹波町	6,379	2,061	82	667	9,188	494	-	-	-	-	688	-	72	-	616	-	688	13	-	-	-	-	-	10,383			
福知山市	5,455	2,839	18	1,147	9,459	893	-	-	-	-	-	-	172	542	3,654	406	4,774	72	-	-	-	10	-	15,209			
舞鶴市	2,136	2,657	29	664	5,486	691	-	-	-	-	-	46	284	1,899	1,609	195	4,033	63	-	44	13	36	-	10,386			
綾部市	6,714	2,220	22	524	9,480	416	-	-	-	-	-	-	53	306	2,864	276	3,499	49	19	-	-	-	-	13,464			
宮津市	1,669	829	11	306	2,815	427	-	-	-	-	-	-	63	2,683	2,217	83	5,046	15	-	-	34	-	48	8,385			
京丹後市	4,352	2,212	10	962	7,536	2,069	148	1,016	83	19	1,266	-	322	627	4,269	120	5,338	69	-	-	3	10	19	16,311			
伊根町	38	492	10	368	909	110	-	-	-	-	-	-	20	500	534	4	1,058	27	-	-	-	-	-	2,104			
与謝野町	2,560	838	9	148	3,555	265	-	-	-	-	-	-	40	127	2,234	111	2,512	16	-	-	2	-	-	6,350			

注 他制限林と重複した面積で表示

(6) 樹種別材積表

単位 材積：m³

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	広葉樹	計
総数	11,850,731	8,605,582	8,201,482	6,550	12,377,151	41,041,496
人工林	11,836,355	8,574,028	1,237,863	1,512	15,161	21,664,919
天然林	14,376	31,554	6,963,619	5,038	12,361,990	19,376,577

資料 京都府林業振興課森林政策・流通係

(7) 特定保安林の指定状況

単位 面積：ha

市町村	特定保安林					要整備森林		備考
	番号	面積				箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林	その他			
京丹波町	-	-	-	-	-	-	-	-
福知山市	-	-	-	-	-	-	-	-
舞鶴市	-	-	-	-	-	-	-	-
綾部市	-	-	-	-	-	-	-	-
宮津市	-	-	-	-	-	-	-	-
京丹後市	-	-	-	-	-	-	-	-
伊根町	-	-	-	-	-	-	-	-
与謝野町	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 要整備森林の箇所は、当該特定保安林の区域内の要整備森林の小班数を記載する。

注2 備考に不在村者の所有に係る要整備森林の面積を市町村ごとに記載する。

資料 京都府森の保全推進課保全指導・保安林係

(8) 荒廃地等の面積

単位：ha

区 分	荒廃地 <small>注1</small>	荒廃危険地 <small>注2</small>	地すべり地 <small>注2</small>
総 数	722.27	7,769.84	766.00
京 丹 波 町	160.50	501.60	20.00
福 知 山 市	142.25	1,307.27	136.00
舞 鶴 市	261.16	1,051.56	122.00
綾 部 市	118.72	1,158.88	
宮 津 市	4.08	856.14	170.00
京 丹 後 市	25.01	1,905.66	254.00
伊 根 町	3.11	287.51	64.00
与 謝 野 町	7.44	701.22	

資料 京都府森の保全推進課森林土木係（令和7年3月31日現在）

注1：荒廃地は、山地保全（荒廃現況）調査要領（昭和63年9月22日付け63林野治第2551号林野庁長官通達）による荒廃現況調査の結果に基づく、溪流荒廃地域、崩壊地域、地すべり地域、特殊荒廃地域と判断した荒廃地のある地域をいう。

注2：荒廃危険地は、山地災害危険地区調査について（昭和53年7月17日付け53林野治第1817号林野庁長官通達）による山地災害危険地区調査の結果に基づく、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり発生並びに都道府県が山地災害危険地区調査以降の調査によって山地災害危険地と判断した地区をいう。

3 林業の動向
 (1) 保有山林面積規模別経営体数(林業経営体)

単位：経営体

区分	計	保有山林なし	3ha未満	3～5ha	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100～500	500～1000	1000ha以上
総数	233	2	3	51	57	42	15	19	25	16	2	1
京丹波町	99	-	1	17	25	23	8	6	12	7	-	-
福知山市	67	1	-	21	16	11	5	6	3	3	1	-
舞鶴市	9	1	-	1	-	2	-	1	3	1	-	-
綾部市	27	-	-	6	8	4	1	3	4	1	-	-
宮津市	5	-	1	-	-	-	-	1	-	2	1	-
京丹後市	21	-	1	5	7	2	1	2	1	2	-	-
伊根町	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
与謝野町	5	-	-	1	1	-	-	-	2	-	-	1

資料 2020年世界農林業センサス

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

区分	総数		属地		計画		うち属地/属人重複		属人		計画面積
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
総数	76	12,558	57	5,640	0	0	0	0	19	6,918	
京丹波町	29	2,551	26	1,951	0	0	0	0	3	600	
福知山市	15	2,628	12	1,553	0	0	0	0	3	1,076	
舞鶴市	9	998	7	503	0	0	0	0	2	496	
綾部市	13	4,054	10	1,415	0	0	0	0	3	2,639	
宮津市	2	286	0	0	0	0	0	0	2	286	
京丹後市	3	1,208	2	219	0	0	0	0	1	989	
伊根町	3	648	0	0	0	0	0	0	3	648	
与謝野町	2	185	0	0	0	0	0	0	2	185	

資料： 京都府林業振興課森林政策・流通係 令和7年度業務報告

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積：ha

区 分	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総 数	207	176.49	4	88.76	
京丹波町	1	11.71	-	-	
福知山市	68	62.70	1	62.70	
舞鶴市	-	-	-	-	
綾部市	41	33.37	-	-	
宮津市	1	29.86	-	-	
京丹後市	63	29.25	2	18.24	
伊根町	23	7.82	1	7.82	
与謝野町	10	1.78	-	-	

京都府林業振興課森林政策・流通係調べ

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 森林組合

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

区 分	組 合 名	組 合 員 数	常 勤 役 数 職 員 数	出 資 金 数 総 数	組 合 員 所 有 森 林 面 積	備 考
京丹波町	京丹波町	3,572	2	70,643	18,079	
綾部市	綾部市	4,076	1	40,830	18,481	
福知山市	福知山地方	5,632	1	49,826	27,690	
舞鶴市	舞鶴市	3,655	1	37,289	19,450	
宮津市						
伊根町 与謝野町	宮津地方	4,877	2	31,700	14,410	
京丹後市	丹後地区	5,381	1	48,864	25,176	
総 数	6 組 合	27,193		279,152	123,286	

資料 京都府林業振興課林業経営強化係 令和5年度森林組合一斉調査

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

イ 生産森林組合

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

区 分	組 合 名	組合員数(人)	常勤役員 数 (人)	出 資 金 総 数 (千 円)	組合員所有森 林 面 積 (ha)	備 考
京丹波町	上 野 区	56		1,456	39	
	曾 根	34		1,020	31	
	安 井	43		9,280	53	
	豊 田	79		790	25	
	実 勢 区	73		3,650	1,355	
	下 山	167		3,310	150	
	知 野 辺	18		1,440	83	
	黒 瀬	25		1,106	66	
	白 土	24		2,268	68	
	細 谷 区	17		3,090	97	
	升 谷	90		1,900	46	
	長 瀬	44		6,600	44	
	塩 谷	16		3,600	38	
	養 立	14		3,641	26	
	出 野	20		2,200	19	
	下 粟 野	19		9,800	35	
	才 原	39		7,800	23	
	本 庄	59		43,250	64	
	坂 原	41		20,500	215	
	上 豊 田 区	49		14,749	88	
新 水 戸	20		1,800	1		
福知山市	佛 性 寺	47		2,820	200	
	段	87		2,610	50	
	上 松	46		1,160	46	
	南	49		6,448	96	
	岩 井	36		1,800	4	
	新 庄	29		2,508	5	
	牧	79		3,160	48	
	三 俣	80		6,000	72	
	石 原	64		7,173	26	
天 座	53		4,410	37		

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

イ 生産森林組合

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

区 分	組 合 名	組合員数(人)	常勤役員 数 (人)	出資金総数 (千円)	組合員所有森 林面積 (ha)	備 考
舞鶴市	城 屋	111		596	29	
	菅 坂	69		1,820	30	
	久 田 美	127		4,525	85	
	大 山	17		2,550	28	
	伊 佐 津	53		5,300	14	
	下 福 井	19		5,520	15	
	与 保 呂	90		8,100	97	
	上 安	60		1,147	9	
	堀	37		4,000	18	
	公 文 名	28		5,040	4	
	京 田	45		5,060	13	
	市 場	21		8,370	10	
	綾部市	井 根 町	22		1,120	70
忠 町		34		3,400	144	
佃 町		31		660	43	
武 吉		46		2,300	116	
釜 輪 町		25		2,500	78	
大 島 町		61		604	19	
梅 迫		42		4,200	39	
浅 原		21		2,100	84	
上 原 町		55		3,300	27	
志 賀 町		26		6,200	12	
睦 志		23		6,200	400	
遊 里		27		5,940	141	
京丹後市	尉 ケ 畑	43		540	14	
	布 袋 野	71		730	238	
	袖 志	56		954	311	
総 数	5 8 組 合	2,777		274,115	5,238	

資料 京都府林業振興課林業経営強化係 令和5年度森林組合一斉調査

(5) 林業経営体等の現況

単位：団体数、経営体

区分	計	木材・木製品製造業			林業のみを行っている経営体			
		小計	製造業	その他	林業経営 体数	過去1年 に林産物 の販売を 行った	素材生産 を行った	林業作業 の受託を 行った
京丹波町	101	2	2	-	99	-	4	-
福知山市	72	5	4	1	67	8	4	2
舞鶴市	16	7	6	1	9	3	2	1
綾部市	34	7	6	1	27	4	4	1
宮津市	5	-	-	-	5	2	2	1
京丹後市	28	7	3	4	21	2	1	1
伊根町	1		x	x	1	x	x	x
与謝野町	5		x	x	5	1	1	2
総数	262	28	21	7	234	20	18	8

資料1 「木材・木製品製造業」は令和6年度経済構造実態調査

資料2 「林業のみを行っている経営体」は、2020年世界農林業センサス

(6) 林業労働力の概況

単位：人

区分	労働者数（人）		年齢別（人）							年間就労日数別（人）				
	総数	男	女	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	30～59日	60～149日	150～239日	240日以上
京丹波町	20	20	0	0	4	2	6	6	2	0	1	3	4	12
福知山市	48	48	0	2	7	6	9	9	10	5	6	5	13	24
舞鶴市	9	8	1	0	2	2	0	4	0	1	0	1	4	4
綾部市	22	22	0	0	0	0	10	10	0	2	2	4	7	9
宮津市	14	13	1	0	4	1	3	4	1	1	0	3	7	4
京丹後市	22	21	1	0	3	3	3	9	4	0	1	0	6	15
伊根町	3	3	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	1	2
与謝野町	14	14	0	0	1	4	4	1	4	0	2	0	10	2
総数	152	149	3	2	23	18	35	44	21	9	12	16	52	72

資料 京都府林業振興課林業経営強化係 令和7年版京都府林業統計（林業労働力実態調査）

(7) 林業機械化の概況

区分	集材機			運材車		クレーン	チェーンソー	刈払機	動力枝打機		モノレール	フエーバンチャ	プロセッサ	ハーベスタ	フワーダ	タワーヤダ	スイングヤダ	その 他の 高性能 林業機 械	グ ラッ プ ソ ー
	小型	大型	10ps 未満	20ps 未満	巻立積 込等				左記 以外	自動 木登 式									
	17	14	35	7															
	10ps 未満	10ps 以上	2	1	102	39	37	11											
総数								289					14	5	13		7	5	9
京丹波町		1	2				102	39		3			2	3	4		5		
福知山市	7	4	18	5	72	43	72	43		14	1		4	1	2		1	1	2
舞鶴市	3	2	3	1	30	14	30	14		2			2		2		1		
綾部市	4	2	3		81	60	81	60		18			2	1	4			2	
宮津市		3	3		146	60	146	60					2					1	2
京丹後市	2		4		66	43	66	43							1			1	2
伊根町	1	2	1		13	4	13	4											2
与謝野町			1		30	26	30	26			10		2						1

資料 京都府森林技術センター 令和7年版京都府林業統計（林業機械調査）

(8) 作業路網等の整備の概況

作業道は、市町村・林業事業者・個人が林業経営をより効率的に行うため開設されており、今後、森林整備の多様化が推進されていることから、今後も林道の整備と併せた作業路網の整備を進める必要がある。

4 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施 設用地	採石採土地	道路敷	住宅、別 荘、工場等 建物敷地及 びその附帯 地	その他	合計
5	0	0	57	28	3	93

注 令和7年度は、最近4年間の平均とした。

（2）森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原野	農用地	その他	合計
0	14	4	19

注 令和7年度は、最近4年間の平均とした。

5 その他

(1) 持続的伐採可能量

ア 主伐上限量の目安（年間）

単位 材積：m³

主伐（皆伐）上限量の目安
140, 226

イ 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：%、材積：千m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	140	105	245
90	126		231
80	112		217
70	98		203
60	84		189
50	70		175
40	56		161
30	42		147
20	28		133
10	14		119

由良川地域森林計画書
(由良川森林計画区)

令和7年12月26日

発行：京都府（農林水産部林業振興課）

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-5016 FAX：075-414-5010

